(令和2年4月1日機構規程第54号)

目次

第1章 総則(第1条-第4条)

第2章 本給(第5条-第9条)

第3章 諸手当(第10条-第44条)

第4章 給与の特例等(第45条-第51条)

第5章 雑則(第52条-第56条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 東海国立大学機構職員就業規則(令和2年度機構規則第1号。以下「職員就業規則」という。)第25条及び東海国立大学機構再雇用職員就業規則(令和2年度機構規則第8号。以下「再雇用職員就業規則」という。)第12条の規定に基づく東海国立大学機構(以下「機構」という。)に勤務する職員(年俸制の適用を受ける職員を除く。以下同じ。)の給与に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(給与の支払)

- 第2条 職員の給与は、その全額を通貨で、直接職員に支払うものとする。ただし、法令又は労使協定(労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)第24条ただし書に規定する協定をいう。)に基づき職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その職員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。
- 2 前項の給与は、職員から申出があった場合において、別に定める基準に該当するときは、当該職員の指定する銀行その他の金融機関に対する当該職員の預金又は貯金に振り込むことによって支給する。
- 3 前2項に規定するもののほか、給与の支払に関し必要な事項は、別に定める。 (職員の給与)
- 第3条 職員の給与は、本給及び諸手当とする。
- 2 前項の諸手当は、本給の調整額、扶養手当、管理職手当、総長補佐等手当、職務付加手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当等、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿直手当、管理職員特別勤務手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、教職調整額、専門職手当、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当、主任指導手当、学位論文審査手当、入試手当、安全衛生業務手当、教員免許状更新講習業務担当手当、看護部長補佐手当、クロス・アポイントメント手当、クロス・アポイントメント動勉手当及び外部資金獲得手当とする。
- 3 前項の規定にかかわらず,再雇用職員の諸手当は,本給の調整額,管理職手 当,職務付加手当,地域手当,広域異動手当,通勤手当,単身赴任手当,特殊勤 務手当,超過勤務手当,休日給,夜勤手当,宿直手当,管理職員特別勤務手当, 義務教育等教員特別手当,教職調整額,専門職手当,期末手当,勤勉手当,入試 手当及び教員免許状更新講習業務担当手当とする。

4 前2項の規定にかかわらず、再雇用短時間勤務職員の本給の調整額、管理職手 当、職務付加手当、義務教育等教員特別手当については、再雇用職員就業規則第 14条第2項の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間を38時間45分 で除して得た数を乗じて得た額とする。

(給与の支給日)

- 第4条 本給,本給の調整額,扶養手当,管理職手当,総長補佐等手当,職務付加手当,地域手当,広域異動手当,住居手当,通勤手当,単身赴任手当,特地勤務手当等,初任給調整手当,義務教育等教員特別手当,教職調整額,専門職手当,安全衛生業務手当,看護部長補佐手当及びクロス・アポイントメント手当は,その月の月額の全額を毎月17日に,特殊勤務手当,超過勤務手当,休日給,夜勤手当,宿直手当,管理職員特別勤務手当,主任指導手当,学位論文審查手当及び教員免許状更新講習業務担当手当は,その月の分を翌月17日に支給する。ただし,支給日(毎月17日をいう。以下この項,次項及び第4項において同じ。)が日曜日に当たるときは支給日の前々日(当該前々日が休日に当たるときは、支給日の翌日に支給する。をは、支給日の前々日)に、支給日が土曜日に当たるときは支給日の前日(当該前日が休日に当たるときは、支給日の翌日に支給する。
- 2 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の支給日に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは支給日の前々日(当該前々日が休日に当たるときは、支給日の翌日)に、支給日が土曜日に当たるときは支給日の前日(当該前日が休日に当たるときは、支給日の前々日)に、支給日が月曜日で、かつ、休日に当たるときは支給日の翌日に支給する。
- 3 期末手当,勤勉手当,期末特別手当及びクロス・アポイントメント勤勉手当は,6月30日及び12月10日(以下この項において「支給日」という。)に支給する。ただし,支給日が日曜日に当たるときは支給日の前々日(当該前々日が休日に当たるときは支給日の翌日)に,支給日が土曜日に当たるときは支給日の前日(当該前日が休日に当たるときは、支給日の前々日)に,支給日が月曜日で,かつ,休日に当たるときは支給日の翌日に支給する。
- 4 入試手当は、当該入学試験の合格発表をした日(大学入学共通テスト、法科大学院適性試験、名古屋大学教育学部附属中学校適正検査、名古屋大学教育学部附属高等学校選抜試験及び名古屋大学教育学部附属高等学校特別枠選抜試験にあっては、当該試験実施日)の属する月の翌月17日に支給する。ただし、当該支給に係る支給日が日曜日に当たるときは支給日の前々日(当該前々日が休日に当たるときは、支給日の翌日)に、支給日が土曜日に当たるときは支給日の前日(当該前日が休日に当たるときは支給日の前々日)に、支給日が月曜日で、かつ、休日に当たるときは支給日の翌日に支給する。
- 5 外部資金獲得手当は、9月17日(以下この項において「支給日」という。)に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは支給日の前々日(当該前々日が休日に当たるときは支給日の翌日)に、支給日が土曜日に当たるときは支給日の前日(当該前日が休日に当たるときは支給日の前々日)に、支給日が月曜日で、かつ、休日に当たるときは支給日の翌日に支給する。

第2章 本給

(本給の決定及び適用範囲)

- 第5条 職員の受ける本給は、所定の勤務時間による勤務に対する報酬であって、 職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤務環 境その他の勤務条件を考慮して決定する。
- 2 本給表の種類は、次に掲げるとおりとする。
  - 一 一般職本給表(一) (別表第1)
  - 二 一般職本給表(二) (別表第2)
  - 三 教育職本給表(一) (別表第3)
  - 四 教育職本給表(二) (別表第4)
  - 五 教育職本給表(三) (別表第5)
  - 六 医療職本給表(一) (別表第6)
  - 七 医療職本給表(二) (別表第7)
  - 八 指定職本給表 (別表第8)
- 3 次の各号に掲げる前項各号に掲げる本給表の適用を受ける者の範囲は、それぞ れ当該各号に定めるところによる。
  - 一 前項第1号の適用を受ける者 事務職員及び技術職員
  - 二 前項第2号の適用を受ける者 自動車運転手,調理師,機械保守(操作)工 (員),医療機器操作員,教務助手,営繕手,守衛,看護助手,用務員及びその 他業務に従事する者
  - 三 前項第3号の適用を受ける者 教授,准教授,講師,助教,助手及び教務職員
  - 四 前項第4号の適用を受ける者 名古屋大学に勤務する附属学校教員
  - 五 前項第5号の適用を受ける者 岐阜大学に勤務する附属校教員
  - 六 前項第6号の適用を受ける者 薬剤師,管理栄養士,栄養士,診療放射線技師,診療エックス線技師,臨床検査技師,衛生検査技師,病理細菌技術士,臨床工学技士,理学療法士,作業療法士,歯科技工士,言語聴覚士,及びその他医療技術職員
  - 七 前項第7号の適用を受ける者 保健師, 助産師, 看護師及び准看護師
  - 八 前項第8号の適用を受ける者 機構長が別に定める者
- 4 前項第3号に掲げる者については、指定職本給表の適用を受ける者を除く。
- 5 第2項第1号から第7号までの本給表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容及びその級別の資格基準は、別に定める。
- 6 第2項第8号の本給表の適用を受ける職員の本給は、同表に掲げる本給のうち、 その者の占める役職等に応じて別に定める号給の額とする。
- 7 職員就業規則第19条第1項の規定により採用された再雇用職員の本給は、その者 に適用される本給表の再雇用職員の欄に掲げる本給のうち、その者の属する職務 の級に応じた額とする。
- 8 職員就業規則第19条第1項の規定により採用された再雇用短時間勤務職員の本給は、前項による額に再雇用職員就業規則第14条第2項の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とする。

(初任給)

第6条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験及び他の職員との均衡を考慮して、別に定める。

(昇格)

- 第7条 勤務成績が良好な職員(再雇用職員を除く。)で、別に定める昇格基準に達した者は、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇格させることができる。
- 2 職員を昇格させる場合のその者の本給については、別に定める。 (降格)
- 第8条 職員就業規則第10条の規定により降任したときは、下位の級に降格させる ことができる。
- 2 職員を降格させる場合のその者の本給については、別に定める。 (昇給)
- 第9条 職員(指定職本給表の適用を受ける職員を除く。)の昇給は、別に定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。ただし、岐阜大学に勤務する教育職本給表(一)の適用を受ける職員で同日の前年度に岐阜大学教育職員個人評価実施要項(以下「要項」という。)に定める関門評価を受けたものにあっては、要項に定める関門評価の結果に応じて行うものとする。
- 2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(一般職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各本給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める職員にあっては、3号給)とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。
- 3 55歳(別に定める職員にあっては,56歳以上の年齢で別に定めるもの)を超える職員の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて別に定める基準に従い決定するものとする。
- 4 職員の昇給は、その属する職の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 5 前各項の規定にかかわらず,63歳に達した日以後の最初の3月31日の翌日以降に 在職する名古屋大学に勤務する大学教員にあっては、昇給しない。
- 6 前各項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。 第3章 諸手当

(本給の調整額)

- 第10条 本給の調整額は、別に定める適用区分表に掲げる職員(その勤務箇所に所属し、かつ、現に主たる勤務の場所としている場合に限る。)に支給する。ただし、指定職本給表の適用を受ける職員には支給しない。
- 2 本給の調整額は、当該職員に適用される本給表及び職務の級に応じて別に定める調整基本額表に掲げる調整基本額(その額が本給月額の100分の4.5を超えるときは、本給月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)にその者に係る適用区分表の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。ただし、その額が本給の100分の25を超えるときは、本給の100分の25に相当する額とする。
- 3 前2項に定めるもののほか、本給の調整額の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(扶養手当)

- 第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、第3項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、一般職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの(以下「一般職(一)9級以上職員」という。)に対しては、支給しない。
- 2 前項本文の規定にかかわらず,指定職本給表の適用を受ける職員及び再雇用職員に対しては、支給しない。
- 3 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその 職員の扶養を受けている者を扶養親族とする。
  - 一 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下 同じ。)
  - 二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
  - 三 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
  - 四 満60歳以上の父母及び祖父母
  - 五 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
  - 六 重度心身障害者
- 4 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円 (一般職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表 以外の各本給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして 別に定める職員(以下「一般職(一)8級職員等」という。)にあっては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)について は1人につき10,000円とする。
- 5 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 6 新たに職員となった者に扶養親族(一般職(一)9級以上職員にあっては,扶養親族たる子に限る。)がある場合,一般職(一)9級以上職員から一般職(一)9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者,父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては,その職員は,直ちにその旨を機構長に届け出なければならない。
  - 一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合(一般職(一)9級以上職員に扶養親族たる配偶者,父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)
  - 二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第3項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般職(一)9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。)この場合における事実が生じた日については、職員又は当該扶養親族がその事実の生じたことを了知し得べきこととなった日(郵便等の通知の場合は、同居の家族が当該郵便等の通知を受領した日等)とする。

- 7 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族(一般職(一)9級以上職員 にあっては、扶養親族たる子に限る。)がある場合においてはその者が職員とな った日,一般職(一)9級以上職員から一般職(一)9級以上職員以外の職員となった 職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる 子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職(一)9級以 上職員以外の職員となった日、職員に扶養親族(一般職(一)9級以上職員にあって は、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るものがない場合に おいてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の 属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開 始し、扶養手当を受けている職員が退職し、解雇され、又は死亡した場合におい ては当該職員が退職し、解雇され又は死亡した日、一般職(一)9級以上職員以外 の職員から一般職(一)9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者,父母等 で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる 子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職(一)9級以 上職員となった日,扶養手当を受けている職員の扶養親族(一般職(一)9級以上職 員にあっては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るものの 全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属 する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって 終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、 これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受 理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月) から行うものとする。
- 8 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その 事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属 する月)から当該支給額を改定する。この場合に前項ただし書の規定は、第1号又 は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準 用する。
  - 一 扶養手当を受けている職員に更に第6項第1号に掲げる事実が生じた場合
  - 二 扶養手当を受けている職員の扶養親族(一般職(一)9級以上職員にあっては, 扶養親族たる子に限る。)で第6項の規定による届出に係るものの一部が扶養親 族たる要件を欠くに至った場合
  - 三 扶養親族たる配偶者,父母等及び扶養親族たる子で第6項の規定による届出 に係るものがある一般職(一)9級以上職員が一般職(一)9級以上職員以外の職員 となった場合
  - 四 扶養親族たる配偶者,父母等で第6項の規定による届出に係るものがある一般職(一)8級職員等が一般職(一)8級職員等及び一般職(一)9級以上職員以外の職員となった場合
  - 五 扶養親族たる配偶者,父母等で第6項の規定による届出に係るもの及び扶養 親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で一般職(一)9級以 上職員以外のものが一般職(一)9級以上職員となった場合
  - 六 扶養親族たる配偶者,父母等で第6項の規定による届出に係るものがある職員で一般職(一)8級職員等及び一般職(一)9級以上職員以外のものが一般職(一)8級職員等となった場合

- 七 職員の扶養親族たる子で第6項の規定による届出に係るもののうち特定期間 にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
- 9 前各項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(管理職手当)

- 第12条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち別に定める職員に支給する。ただし、指定職本給表の適用を受ける職員には支給しない。
- 2 管理職手当の月額は、別に定める職務の区分に応じ別に定める額とする。
- 3 前項の別に定める職務の区分に該当する職員のうち、岐阜大学に勤務する職員 については第23条から第25条まで及び第39条、名古屋大学に勤務する職員につい ては第23条から第25条までの規定は適用しない。
- 4 前項の規定にかかわらず,第1項及び第2項の別に定める規定による額は,労基 法第37条第3項に規定する深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)における勤 務に対する割増賃金相当額を含むものとする。
- 5 前各項に規定するもののほか、管理職手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(総長補佐等手当)

- 第13条 総長補佐等手当は,名古屋大学の副総長等に関する規程(令和2年度名大規程第2号)第8条に規定する名古屋大学で勤務する総長補佐及び副総長補佐に支給する。
- 2 前項の手当の月額は、次の各号に定める額とする。
  - 一 総長補佐 100,000円
  - 二 副総長補佐 50,000円
- 3 前2項に規定するもののほか、総長補佐等手当の支給に関し必要な事項は、別に 定める。

(職務付加手当)

- 第14条 職務付加手当は、岐阜大学において勤務する職員のうち、著しく負担のかかる職務を付加された者に、その付加された職務に応じて支給する。
- 2 職務付加手当の月額は、別に定める職務の区分に応じ別に定める額とする。
- 3 職務を付加されている職員が,第12条の管理又は監督の地位にある職員を兼ねる場合においては,同条の管理職手当のみを支給する。ただし,職務付加手当の月額が同条の管理職手当の月額を上回るときには,職務付加手当のみを支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、職務付加手当に関し必要な事項は、別に定める。 (地域手当)
- 第15条 地域手当は、機構に在籍する職員に対し、勤務する大学に応じて支給する。
- 2 地域手当の月額は、本給、本給の調整額、扶養手当、管理職手当、総長補佐等手当及び教職調整額の月額の合計額に、別に定める支給割合を乗じて得た額とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、地域手当を支給する職員の勤務箇所、勤務する地域、その他地域手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。 (広域異動手当)

- 第16条 岐阜大学に勤務する職員が、その在勤する勤務箇所を異にして異動した場 合又は職員の在勤する勤務箇所が移転した場合において、当該異動又は移転(以 下この条において「異動等」という。)につき別に定めるところにより算定した 勤務箇所間の距離(異動等の日の前日に在勤していた勤務箇所の所在地と当該異 動等の直後に在勤する勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項におい て同じ。)及び住居と勤務箇所との間の距離(異動等の直前の住居と当該異動等の 直後に在勤する勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同 じ。)がいずれも60キロメートル以上であるとき(当該住居と勤務箇所との間の距 離が60キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当 該住居と勤務箇所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認 められる場合として別に定める場合を含む。)は、当該職員には、当該異動等の 日から3年を経過する日までの間、本給、本給の調整額、扶養手当、管理職手当 及び教職調整額の月額の合計額に当該異動等に係る勤務簡所間の距離の次の各号 に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支 給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在 勤していた勤務箇所への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支 給することが適当と認められない場合として別に定める場合は、この限りでな
  - 一 300キロメートル以上 100分の10
  - 二 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5
- 2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等(以下この項において「当初広域異動等」という。)の日から3年を経過する日までの間の異動等(以下この項において「再異動等」という。)により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。
- 3 他の国立大学法人の職員であった者その他別に定める者から引き続き職員となった者(雇用の事情等を考慮して別に定める者に限る。以下「交流職員等」という。)であって、これらに伴い勤務箇所に変更があったものには、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。
- 4 前3項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が,前条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は,前3項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において,前3項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは,広域異動手当は,支給しない。
- 5 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(住居手当)

- 第17条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。ただし、指 定職本給表の適用を受ける職員、再雇用職員及び再雇用短時間職員には支給しな い。
  - 一 自ら居住するため住宅(貸間を含む。第2号において同じ。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(国家公務員宿舎法(昭和24年法律第117号)第13条の規定による有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他別に定める職員を除く。)
  - 二 第19条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(国家公務員宿舎法第13条の規定による有料宿舎その他別に定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があるとして別に定めるもの。
- 2 住居手当の月額は、次に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額(第1号に掲げる職員のうち第2号に掲げる職員でもあるものについては、第1号に定める額及び第2号に定める額の合計額)とする。
  - 一 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額
    - イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
    - ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1 が17,000円を超えるときは、17,000円)を11,000円に加算した額
  - 二 前項第2号に掲げる職員 第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(通勤手当)

- 第18条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。
  - 一 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)
  - 二 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
  - 三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等

を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。
  - 一 前項第1号に掲げる職員のうち、岐阜大学に勤務するもの 別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「支給単位期間の運賃等相当額」という。)。ただし、支給単位期間の運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)とする。
  - 二 前項第1号に掲げる職員のうち、名古屋大学に勤務するもの 別に定めると ころにより算出したその者の1月の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下 「運賃等相当額」という。)。ただし、その額は55,000円を限度とする。
  - 三 前項第2号に掲げる職員 次の表の自動車等使用距離の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の支給額の欄に掲げる額

自動車等使用距離	支給額
片道5 k m未満	2,000円
5 k m以上10 k m未満	4,200円
10 k m以上15 k m未満	7,100円
15 k m以上20 k m未満	10,000円
20 k m以上25 k m未満	12,900円
25 k m以上30 k m未満	15,800円
30 k m以上35 k m未満	18,700円
35 k m以上40 k m未満	21,600円
40 k m以上45 k m未満	24,400円
45 k m以上50 k m未満	26,200円
50 k m以上55 k m未満	28,000円
55 k m以上60 k m未満	29,800円
60 k m以上	31,600円

- 四 前項第3号に掲げる職員のうち、岐阜大学に勤務するもの 別に定める区分 に応じ、第1号及び前号に定める額の合計額(その額が55,000円を超えるとき は、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は第3号に定める額
- 五 前項第3号に掲げる職員のうち、名古屋大学に勤務するもの 別に定める区分に応じ、第2号及び第3号に定める額の合計額(その額は55,000円を限度とする。)、第2号に定める額又は第3号に定める額
- 3 勤務箇所を異にする異動(人事交流による出向の場合を含む。)又は在勤する勤務箇所の移転に伴い、所在する地域を異にする勤務箇所に在勤することとなった

ことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は移転の直前の住居(異動又は移転の日以後に転居する場合には、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額又は支給単位期間の運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とする者の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 岐阜大学に勤務する職員 支給単位期間につき,別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし,当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が20,000円を超えるときは,支給単位期間につき,20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において,1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは,その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき,20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)とする。
- 二 名古屋大学に勤務する職員 別に定めるところにより算出したその者の1月 の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額(その額が20,000円を超えるときは、20,000円)及び前項の規定による額の合計額とする。
- 4 前項の規定は、国家公務員(特別職に属する者を含む。)であった者、検察官で あった者、国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の適用を受 ける職員であった者、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に 規定する行政執行法人の職員であった者、地方公務員又は沖縄振興開発金融公庫 の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫その他 その業務が国の事務若しくは事業と密接な関係を有する法人のうち国家公務員退 職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲げる法人(以下「国等の 機関」という。)の職員であった者(以下「国家公務員等」という。)が、国等の 機関の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員と なった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居 (職員となった日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用 する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居を含む。)からの通勤のた め、新幹線鉄道等でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当 程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を 負担することを常例とするもの(雇用の事情等を考慮して別に定める職員に限 る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要がある と認められるものとして別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用す る。

- 5 第1項第1号又は第3号に掲げる職員のうち、住居を得ることが著しく困難である 島等に所在する勤務箇所で通勤のため、当該島等への交通に橋、トンネルその他 の施設(以下「橋等」という。)を利用し、当該橋等の利用に係る通常の運賃に加 算される運賃又は料金(以下「特別運賃等」という。)を負担することを常例とす る職員(第3項の規定による額が55,000円以下となる職員を除く。)の通勤手当の 額は、第1項から第3項までの規定にかかわらず、別に定めるところにより算出し たその者の1月の通勤に要する特別運賃等の額に相当する額及びその額を負担し ないものとした場合におけるこれらの規定による額の合計額とする。
- 6 岐阜大学に勤務する職員の通勤手当は、支給単位期間(別に定める通勤手当にあっては、別に定める期間)に係る最初の月の別に定める日に支給する。
- 7 通勤手当を支給される岐阜大学に勤務する職員につき、離職その他別に定める 事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた 後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間(自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月)をいう。
- 9 前各項に規定するもののほか,通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通 勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は,別に定める。 (単身赴任手当)
- 第19条 勤務箇所を異にする異動(人事交流による出向の場合を含む。)又は在勤する勤務箇所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は在勤する勤務箇所の移転の直前の住居から当該異動又は在勤する勤務箇所の移転の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他権衡上必要があると認められるものとして機構長が指定する職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りではない。
- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円(別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額)とする。
- 3 国家公務員等が、国等の機関の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(雇用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。)その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(特殊勤務手当)

- 第20条 著しく危険,不快,不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で, 給与上特別の考慮を必要とし,かつ,その特殊性を本給で考慮することが適当で ないと認められるものに従事する職員には,その勤務の特殊性に応じて別に定め る特殊勤務手当を支給する。ただし,指定職本給表の適用を受ける職員には支給 しない。
- 2 前項に規定するもののほか、特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支 給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。 (特地勤務手当)
- 第21条 岐阜大学流域圏科学研究センター高山試験地(以下「特地事業所」という。)に勤務する職員には、特地勤務手当を支給する。
- 2 特地勤務手当の月額は、本給、本給の調整額及び扶養手当の月額の合計額の100 分の8以内で別に定める支給割合を乗じて得た額とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、特地勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(特地勤務手当に準ずる手当)

- 第22条 職員が、特地事業所に異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合(移転前の住居から通勤することが容易である場合を除く。)は、当該職員には、当該異動の日から3年以内の期間(当該異動の日から起算して3年を経過する際、技術、経験等に照らし、機構長が認めた者にあっては、更に3年以内の期間)、本給、本給の調整額及び扶養手当の月額の合計額に別に定める支給割合を乗じて得た額を特地勤務手当に準ずる手当として支給する。
- 2 交流職員等で、特地事業所に在勤することとなったことに伴って住居を移転したもの、新たに生活の著しく不便な地に所在する勤務箇所(以下「新特地事業所」という。)に該当することとなった勤務箇所に在勤する職員でその新特地事業所に該当することとなった目前3年以内に当該勤務箇所に異動し、当該異動に伴って住居を移転したものその他前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。
- 3 前2項に規定するもののほか、特地勤務手当に準ずる手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(超過勤務手当)

第23条 東海国立大学機構職員の勤務時間,休暇等に関する規程(令和2年度機構規程第30号。以下「職員勤務時間規程」という。)第3条及び東海国立大学機構短時間勤務正職員の勤務時間,休暇等に関する規程(令和2年度機構規程第31号。以下この条において「短時間勤務正職員勤務時間規程」という。)第3条に規定する正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には,正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して,勤務1時間につき,第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める支給割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は,その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超

過勤務手当として支給する。ただし、指定職本給表の適用を受ける職員(第12条 第1項に規定する管理又は監督の地位にある職員のうち別に定める職員に該当す る者に限る。)及び第12条の規定の適用を受ける職員(以下,これらを総称して 「管理職員等」という。)には支給しない。

- 一 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。)における勤務 100分の125
- 二 短時間勤務正職員勤務時間規程第7条第2項に規定する週休日の勤務 100分 の100(7時間45分を超える勤務は100分の125)
- 三 職員勤務時間規程第11条第2項に基づき割り振られた勤務時間内における勤務 100分の35
- 四 前3号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135
- 五 前各号の規定にかかわらず,正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ,正規の勤務時間を超えて勤務した時間(100分の100の支給割合による超過勤務時間数を除く。)が1か月について60時間を超えた場合における60時間を超えた以降の勤務 100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合にあっては,100分の175とし,職員勤務時間規程第11条第2項に基づき割り振られた勤務時間内におけるこの号の勤務にあっては100分の50とする。)
- 2 東海国立大学機構職員の育児休業等に関する規程(令和2年度機構規程第36号。 以下「育児休業規程」という。)により育児短時間勤務をしている職員(以下「育 児短時間勤務職員」という。)の勤務1時間当たりの超過勤務手当は,前項の規定 にかかわらず,第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を 超えてした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める支給 割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は,その割合に 100分の25を加算した割合)を乗じて得た額とする。
  - ー 前項第1号に規定する勤務 100分の100(7時間45分を超える勤務は100分の 125)
  - 二 正規の勤務時間が割り振られていない日(職員勤務時間規程第10条及び第11 条に規定する週休日を除く。)の勤務 100分の100(7時間45分を超える勤務は 100分の125)
  - 三 職員勤務時間規程第11条第2項に基づき割り振られた勤務時間内における勤 務 100分の35
  - 四 前3号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135
- 3 職員勤務時間規程第9条の規定に基づくフレックスタイム制が適用される職員 (以下「フレックスタイム制適用職員」という。)には,第1項の規定にかかわら ず,次に掲げる勤務の全時間に対して,勤務1時間につき,第26条に規定する勤 務1時間当たりの給与額に,次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該 各号に支給割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
  - 一 労基法第32条の3に基づく労使協定に定める清算期間における総労働時間を 超える勤務(次号及び第3号に掲げる勤務を除く。) 100分の125
  - 二 職員勤務時間規程第11条第2項に基づき割り振られた勤務時間内における勤務 100分の35

- 三 週休日の勤務(前号の勤務を除く。)及び次条の規定によりフレックスタイム制適用職員に休日給が支給されることとなる日の7時間45分を超える勤務 100分の135
- 四 前2号の規定にかかわらず,前2号の勤務を合計した時間が1か月について60時間を超えた場合における60時間を超えた以降の勤務 100分の150(職員勤務時間規程第11条第2項に基づき割り振られた勤務時間内におけるこの号の勤務にあっては100分の50)
- 4 再雇用短時間勤務職員には、第1項の規定にかかわらず、正規の勤務時間を超えてした勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める支給割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
  - 第1項第1号に規定する勤務 100分の100(7時間45分を超える勤務は100分の 125)
  - 二 正規の勤務時間が割り振られていない日(職員勤務時間規程第10条及び第11 条に規定する週休日を除く。)の勤務 100分の100(7時間45分を超える勤務は 100分の125)
  - 三 職員勤務時間規程第11条第2項に基づき割り振られた勤務時間内における勤 務 100分の35
  - 四 前3号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135
- 5 前各項に規定するもののほか,超過勤務手当の支給に関し必要な事項は,別に 定める。

(休日給)

- 第24条 職員勤務時間規程第12条の規定による休日(職員勤務時間規程第13条第1項 の規定により代休日を指定されて,当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては,当該休日に代わる代休日)において,正規の勤務時間(フレックスタイム制適用職員にあっては7時間45分とする。以下この項において同じ。)中に勤務することを命ぜられた職員(休日に当然勤務することになっている交替制勤務者を含む。)には,正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して,勤務1時間につき,第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日給として支給する。ただし,管理職員等には支給しない。
- 2 交替制勤務職員で前項の規定による休日が職員勤務時間規程第10条及び第11条 の規定に基づく週休日に重なったときは、休日の直後の勤務日(直後の勤務日 が、休日に当たるときはその日の直後の勤務日)に支給する。ただし、職員の勤 務時間の割振りの事情により、機構長が他の日とすることについて承認したとき は、その日に支給する。
- 3 前2項に規定するもののほか、休日給の支給に関し必要な事項は、別に定める。 (夜勤手当)
- 第25条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務時間1時間につき、次条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

- 2 午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務したフレックスタイム制適用職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。
- 3 前2項に規定するもののほか、夜勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

- 第26条 前3条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、本給、本給の調整額、これに対する地域手当、広域異動手当、管理職手当、総長補佐等手当、職務付加手当、特地勤務手当等、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、教職調整額、専門職手当、寒冷地手当、安全衛生業務手当及びクロス・アポイントメント手当の月額の合計額を一の年(1月1日から12月31日までをいう。以下同じ。)における1月平均所定労働時間数に職員勤務時間期務職員にあっては、一の年における1月平均所定労働時間数に職員勤務時間規程第3条第3項の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間数を同条第1項に規定する1週間の勤務時間数で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た数とし、再雇用短時間勤務職員にあっては、一の年における1月平均所定労働時間数に再雇用職員就業規則第14条第2項の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間数を同条第1項に規定する1週間の勤務時間数で除して得た数を乗じて得た数とする。)で除して得た額とする。
- 2 前項の規定にかかわらず,第23条及び第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額は,当該勤務が,第20条に規定する特殊勤務手当(ただし,夜間看護等手当,夜間業務手当,夜間診療業務手当及び休診日診療業務手当を除く。)を受ける勤務に従事した場合には,当該勤務に係る勤務1時間当たりの手当の額(1日単位で支給されるものにあっては,その額を7.75で除した額又は月単位で支給されるものにあっては,その額を一の年における1月平均所定労働時間数で除した額)を,前項の規定による額に加算した額とする。
- 3 第1項の「1月平均所定勤務時間数」とは、当該年の日数から、1月1日から12月 31日までにおける週休日及び休日の日数を差し引いて得た数に、職員就業規則第 33条に規定する1日の所定勤務時間数を乗じて得た数を、12で除して得た時間数 をいう。

(宿直手当)

- 第27条 職員勤務時間規程第18条に規定する宿直勤務を命ぜられた職員には、その 勤務1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の宿直手当 を支給する。ただし、指定職本給表の適用を受ける職員には支給しない。
  - 一 岐阜大学医学部附属病院における医師の宿直勤務 10,000円
  - 二 名古屋大学医学部附属病院における医療系技術職員の宿直勤務 4,200円
  - 三 名古屋大学大学院生命農学研究科附属フィールド科学教育研究センター稲 武・設楽フィールドにおいて行う施設,設備,備品,書類等の保全,外部との 連絡,文書の収受等を目的とする宿直勤務 4,800円
  - 四 前3号に規定するもののほか、機構長が認めた勤務 別に定める額
- 2 前項の勤務は、第23条から第25条までの勤務には含まれないものとする。 (管理職員特別勤務手当)

- 第28条 管理職員等が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により職員勤務時間規程第10条に規定する週休日又は職員勤務時間規程第12条に規定する休日 (次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 2 前項に規定する場合のほか、管理職員等が災害への対処その他の臨時又は緊急 の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤 務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支 給する。
- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
  - 一 第1項に規定する場合の岐阜大学に勤務する職員 同項の勤務1回につき, 12,000円。(当該勤務に従事する時間等を考慮して,実働時間が6時間を超える 勤務にあっては,その額に100分の150を乗じて得た額)
  - 二 第1項に規定する場合で名古屋大学に勤務する職員 東海国立大学機構職員管理職手当支給細則(令和2年度機構細則第29号。以下「管理職手当支給細則」という。)第2条第1項第2号イの表及びロの表に掲げる職務区分(以下この号及び第4号において「職務区分」という。)及び当該職員が同号イ又はロのいずれに該当するかの区分に応じ、次の表に定める額。ただし、指定職本給表の適用職員は、18,000円(当該勤務に従事する時間等を考慮して、実働時間が6時間を超える勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)とする。

一個人の男	但んる動物に必っては、 こり傾に100分~100亿个 して付に限/こうる。			
職務区分	管理職手当支給細則第2条第1項第 2号イに該当する職員	管理職手当支給細則第2条第1項第 2号ロに該当する職員		
I 種適用 職員	18,000円	12,000円		
Ⅱ種適用 職員	12,000円	10,000円		
Ⅲ種適用 職員	10,000円	8,000円		
IV種適用 職員	8,000円	6,000円		
V種適用 職員	6,000円			

- 三 前項に規定する場合の岐阜大学に勤務する職員 同項の勤務1回につき, 6,000円。
- 四 前項に規定する場合の名古屋大学に勤務する職員 職務区分及び当該職員が管理職手当支給細則第2条第1項第2号イ又はロのいずれに該当するかの区分に応じ、次の表に定める額。ただし、指定職本給表の適用職員は、9,000円とする。

職務区 分	管理職手当支給細則第2条第1項第 2号イに該当する職員	管理職手当支給細則第2条第1項 第2号ロに該当する職員
I 種適用 職員	9,000円	6,000円
Ⅱ種適用 職員	6,000円	5,000円
<b>Ⅲ</b> 種適用 職員	5,000円	4,000円

IV種適用 職員	4,000円	3,000円
V種適用 職員	3,000円	

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(初任給調整手当)

- 第29条 初任給調整手当は、次の各号に掲げる職員に対して、当該各号に定めるところにより支給する。ただし、指定職本給表の適用を受ける職員、再雇用職員、再雇用短時間職員及び名古屋大学に勤務する職員のうち、第12条の規定による管理職手当に係る管理職手当支給細則第2条第1項第1号の表、第2号イの表又は同号ロの表に掲げる職務区分がI種の職員には支給しない。
  - 一 別に定める職員の職で,医師法(昭和23年法律第201号)に規定する医師免許証又は歯科医師法(昭和23年法律第202号)に規定する歯科医師免許証を有するもの 月額50,800円を採用の日から35年以内の期間,採用の日(採用後別に定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。
  - 二 一般職本給表(一)の適用を受ける職員の職で,弁護士法(昭和24年法律第205号)に規定する弁護士の登録を行い,法務室において主として弁護士の業務を行うもの 月額50,800円を採用の日から35年以内の期間,採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。
- 2 前項に定めるもののほか、初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(義務教育等教員特別手当)

- 第30条 附属学校教員には、義務教育等教員特別手当を支給する。
- 2 義務教育等教員特別手当の月額は、次に掲げるとおりとする。
  - 一 教育職本給表(二)の適用を受ける者については、その者の属する職務の級及び号給(再雇用職員にあっては、職務の級)の別に応じて、次の表に定める額とする。

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
1	5,000	6, 300	12, 400	16, 700
2~5	5,000	6, 300	12,800	17, 100
6~9	5, 200	6,600	13, 200	17, 500
10~13	5, 400	7,000	13,600	17, 900
14~17	5,600	7, 300	14,000	18, 300
18~21	5, 900	7,600	14, 400	18, 700
22~25	6, 200	7,900	14,800	19,000
26~29	6, 500	8, 300	15, 100	19, 400
30~33	6,800	8,900	15, 500	19,600
34~37	7, 100	9, 300	15, 900	19, 900
38~41	7, 400	9,700	16, 300	
42~45	7, 700	10, 500	16, 700	
46~49	8,000	10, 900	17, 100	

50~53	8, 300	11, 300	17, 400	
54~57	8,600	12, 100	17, 700	
58~61	8,800	12, 500	18,000	
62~65	9, 100	12, 900	18, 300	
66~69	9, 400	13, 300	18, 500	
70~73	9,700	13, 700	18, 700	
74~77	9,900	14,000	18, 900	
78~81	10, 200	14, 400		
82~85	10, 400	14, 700		
86~89	10,600	15,000		
90~93	10,800	15, 400		
94~97	11,000	15, 700		
98~101	11, 200	16,000		
102~105	11, 400	16, 300		
106~109	11,500	16, 500		
110~113	11,600	16,800		
114~117	11, 700	17,000		
118~121	11, 900	17, 200		
122~125	12,000	17, 400		
126~129	12, 100	17,600		
130~133	12, 300	17,600		
134~137	12, 400	17,600		
138~141	12, 500			
142~145	12,600			
146~149	12,800			
150~153	12, 900			
再雇用職員	8,000	9, 700	12,800	16, 300

二 教育職本給表(三)の適用を受ける者については、その者の属する職務の級及び号給(再雇用職員にあっては、職務の級)の別に応じて、次の表に定める額とする。

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
1~4	6, 200	6, 700	13, 100	20, 500
5~8	6, 500	7, 100	13,600	20, 900
9~12	6, 700	7, 500	14, 100	21, 400
13~16	7,000	7,900	15,000	21,800
17~20	7, 400	8, 200	15, 500	22, 200
21~24	7, 700	8, 700	16,000	22,600
25~28	8, 100	9,000	16, 400	23,000
29~32	8, 400	9, 400	16, 900	23, 300
33~36	8,800	9,800	17, 400	23,600
37	9, 100	10, 300	17,800	23, 900

38~40	9, 100	10, 300	17,800	
41~44	9,500	11,000	18, 200	
45~48	9,900	11,500	18,600	
49~52	10, 200	12,000	19, 100	
53~56	10,600	12, 900	19, 500	
57~60	10,800	13, 300	20,000	
61~64	11, 200	13,800	20, 400	
65~68	11,500	14, 700	20,700	
69~72	11,900	15, 200	21, 100	
73~76	12, 100	15,600	21, 400	
77~80	12, 500	16, 100	21, 700	
81~84	12, 700	16, 500	22,000	
85~88	12, 900	16, 900	22, 200	
89~92	13, 200	17, 400	22, 400	
93	13, 400	17, 700	22,600	
94~96	13, 400	17, 700		
97~100	13,600	18,000		
101~104	13,800	18, 500		
105~108	14,000	18,800		
109~112	14, 100	19, 100		
113~116	14, 200	19, 500		
117~120	14, 400	19, 700		
121~124	14, 500	20,000		
125	14,600	20, 200		
126~128		20, 200		
129~132		20, 500		
133~136		20, 700		
137~140		20,900		
141~144		21,000		
145~148		21, 100		
149		21, 200		
再雇用職員	9,900	12,000	15, 500	20, 500

- 3 義務教育等教員特別手当は、第49条の規定により給与が減額される場合であっても減額されない。
- 4 義務教育等教員特別手当は、第50条の規定により本給の半減が行われる場合であっても半減されない。

# (教職調整額)

- 第31条 附属学校教員の職務と勤務態様の特殊性に基づき、教職調整額を支給する。
- 2 教職調整額は、教育職本給表(二)及び教育職本給表(三)の適用を受ける者のうち、その属する職務の級がその本給表の1級又は2級であるものには、その者の本給の100分の4に相当する額を支給する。

- 3 教職調整額は、第49条の規定により給与が減額される場合であっても減額されない。
- 4 教職調整額は、第50条の規定により本給の半減が行われる場合であっても半減されない。

(専門職手当)

- 第32条 専門職手当は、大学教員とともに研究活動の企画及び運営、研究成果の活用促進等に従事する主任技師プログラムオフィサー、技師プログラムオフィサー並びに副技師プログラムオフィサーに対して、その特殊性に基づき支給する。
- 2 専門職手当の額は、その手当の支給を受ける者の本給及び本給の調整額の月額 の合計額の100分の5に相当する額を支給する。

(寒冷地手当)

- 第33条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日(以下この条において「基準日」という。)に特地事業所に勤務する職員に支給する。
- 2 寒冷地手当の月額は、基準日における職員の世帯等の区分に応じ、別に定める額とする。
- 3 前2項に定めるもののほか、寒冷地手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(期末手当)

- 第34条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員(第3項に規定する職員を除く。)に対して、それぞれ第4条第3項で定める日に支給する。ただし、指定職本給表の適用を受ける職員は除く。
- 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在において職員が受けるべき本給、本給の調整額、扶養手当及び教職調整額の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額(第2号に定める職員にあっては、本給、本給の調整額及び教職調整額の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に同表の職員の区分に対応する加算割合を乗じて得た額(第3号に定める職員にあっては、その額に本給に同表の職務の区分に対応する加算割合を乗じて得た額又は加算額を加算した額)を加算した額)(以下「期末手当基礎額」という。)を基礎として、第1号に定める職員区分ごとの期別支給割合を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、第4号に定める在職期間別支給割合を乗じて得た額とする。
  - 一 期別支給割合

職員区分ごとの期別支給割合					
一般の職員 特定幹部職員 再雇用職員					
100分の130	100分の110	100分の72.5			

- 備考 特定幹部職員は、第3号アの適用を受ける職員(管理職手当についての管理職手当支給細則第2条第1項第1号の表、同項第2号ロの表に掲げる職務区分I種及びII種の適用職員に限る。)、同号イの適用を受ける職員(管理職手当についての管理職手当支給細則第2条第1項第1号の表、同項第2号イの表に掲げる職務区分I種の適用職員に限る。)及び同号ウの適用を受ける職員(管理職手当についての管理職手当支給細則第2条第1項第2号ロの表に掲げる職務区分II種の適用職員に限る。)をいう。
- 二 経営管理職務加算
  - ア 一般職本給表適用者

本給表	職員	加算割合
一般職本給表(一)	8級以上の職員	100分の20
	7級・6級の職員	100分の15
	5級・4級の職員	100分の10
	3級の職員	100分の5
一般職本給表(二)	5級の職員	100分の10
	4級の職員	100分の5
	3級の職員(別に定める職員に限る。)	100分の5

# イ 教育職本給表適用者

1 教目	概 <b>个</b> 和	1
本給表	職員	加算割合
教育職本	岐阜大学に勤務する6級の職員	100分の20
給表(一)	岐阜大学に勤務する5級の職員	100分の15(別に定める職員にあっては100分の20)
	岐阜大学に勤務する4級・3級の職員	100分の10(4級職員のうち別に 定める職員にあっては100分の 15)
	名古屋大学に勤務する3級以上の職 員	100分の10(別に定める職員にあっては100分の20)
	2級・1級の職員(別に定める職員に 限る。)	100分の5
教育職本	4級の職員	100分の15
給表(二)	3級の職員	100分の10
	2級の職員(別に定める職員に限る。)	100分の5(別に定める職員にあっては100分の10)
教育職本	4級の職員	100分の15
給表(三)	3級の職員	100分の10
	2級の職員(別に定める職員に限 る。)	100分の5(別に定める職員にあっては100分の10)

# ウ 医療職本給表適用者

本給表	職員	加算割合
医療職本給表(一)	6級以上の職員	100分の15
	5級の職員	100分の10
	4級・3級・2級(別に定める職員に限る。)の職員	100分の5
医療職本給表(二)	6級以上の職員	100分の15
	5級・4級の職員	100分の10
	3級・2級(別に定める職員に限る。)の職員	100分の5

# 三 管理職の地位にある職員の本給の加算

# ア 一般職本給表適用者

職務の級	管理職手当の区分	加算割合	
一般職本給表(一)7級以上	職務区分(管理職手当支給細則第2条第1項第1号の表 及び同項第2号ロの表に掲げる職務区分をいう。ア 及びウにおいて同じ。)I種の職員	100分の25	
	職務区分II種の職員	100分の15	
	職務区分III種の職員 (特に機構長が認めた場合)	100分の10	

#### イ 教育職本給表適用者

職務の級	管理職手当の区分	加算割合
教育職本給表 (一)5級以上	職務区分(管理職手当支給細則第2条第1項第1号の表 及び同項第2号イの表に掲げる職務区分をいう。イに おいて同じ。)I種の職員	100分の 15
	職務区分II種の職員	100分の 10

#### ウ 医療職本給表適用者

職務の級	管理職手当の区分	加算割合
医療職本給表(二)6級以上	岐阜大学に勤務する者にあっては,職務区分(管理職手当支給細則第2条第1項第1号の表に掲げる ものに限る。)II種の職員	100分の10
	名古屋大学に勤務する者にあっては、職務区分 (管理職手当支給細則第2条第1項第2号ロの表に掲 げるものに限る。)II種の職員	100分の15

#### 四 在職期間別支給割合

在職期間	支給割合
6月	100分の100
5月以上6月未満	100分の80
3月以上5月未満	100分の60
3月未満	100分の30

- 3 職員が基準日において次の各号のいずれかに該当する場合は、期末手当は支給しない。
  - 一 職員就業規則第15条第1項第2号,第4号,第5号,第6号,第10号及び第11号 の規定により休職にされている職員のうち,給与の支給を受けていない職員
  - 二 職員就業規則第15条第1項第3号の規定により休職にされている職員
  - 三 職員就業規則第46条第1項第3号の規定により出勤停止にされている職員
  - 四 職員就業規則第15条第1項第7号の規定により休職にされている職員のうち, 給与の支給を受けていない職員
  - 五 職員就業規則第15条第1項第8号の規定により休職にされている職員
  - 六 職員就業規則第15条第1項第9号の規定により休職にされている職員
  - 七 育児休業規程により育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がない職員
  - 八 東海国立大学機構職員の配偶者同行休業に関する規程(令和2年度機構規程第40号。以下「配偶者同行休業規程」という。)により配偶者同行休業をしている職員
- 4 職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の規定にかかわらず、当該 各号の基準日に係る期末手当(第3号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し 止めた期末手当)は支給しない。
  - 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に、職員就業規則第 46条第1項第5号の規定により懲戒解雇された場合
  - 二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職し又は解雇された職員で、その退職し又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた場合

- 三 次項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた場合
- 5 機構長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の 前日までに退職し、又は解雇されたものが次の各号のいずれかに該当する場合 は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。
  - 一 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。)され、その判決が確定していない場合
  - 二 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、機構の業務に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認める場合
- 6 機構長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
  - 一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事 事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
  - 二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に 係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
  - 三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し 起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して 1年を経過した場合
- 7 機構長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受ける者に対し、 その事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 8 前各項の規定に関するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(勤勉手当)

- 第35条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員(第3項に規定する職員を除く。)に対して、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績(岐阜大学に勤務する教育職本給表(一)の適用を受ける職員にあっては、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績及び要項に定める基準日以前における直近の年度評価の結果)に応じて、それぞれ第4条第3項で定める日に支給する。ただし、指定職本給表の適用を受ける職員を除く。
- 2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれの基準日現在において受けるべき本給、本給の調整額及び教職調整額の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異

動手当の月額の合計額(前条第2項第2号の表に定める職員にあっては、本給、本給の調整額及び教職調整額の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に同表の職員の区分に対応する加算割合を乗じて得た額(同項第3号の表に定める職員にあっては、その額に本給に同表の職務の区分に対応する加算割合を乗じて得た額又は加算額を加算した額)を加算した額)(以下「勤勉手当基礎額」という。)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて、次の表に定める割合及び勤務成績に応じて機構長が別に定める基準に従って定める成績率を乗じて得た額とする。ただし、機構長が定める総額の範囲内とする。

勤務期間	割合
6月	100分の100
5月15日以上6月未満	100分の95
5月以上5月15日未満	100分の90
4月15日以上5月未満	100分の80
4月以上4月15日未満	100分の70
3月15日以上4月未満	100分の60
3月以上3月15日未満	100分の50
2月15日以上3月未満	100分の40
2月以上2月15日未満	100分の30
1月15日以上2月未満	100分の20
1月以上1月15日未満	100分の15
15日以上1月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	零

- 3 職員が基準日において次の各号のいずれかに該当する場合は、勤勉手当は支給しない。
  - 一 休職者(職員就業規則第15条第1項第1号又は第2号(通勤(労働者災害補償保険 法(昭和22年法律第50号)に規定する通勤をいう。以下同じ。)に係る場合に限 る。)及び結核性疾患による休職者(附属学校長及び附属学校教員の結核性疾患 による者に限る。)を除く。)
  - 二 職員就業規則第46条第1項第3号の規定により出勤停止にされている職員
  - 三 職員就業規則第15条第1項第7号の規定により休職にされている職員
  - 四 職員就業規則第15条第1項第8号の規定により休職にされている職員
  - 五 職員就業規則第15条第1項第9号の規定により休職にされている職員
  - 六 育児休業規程により育児休業をしている職員のうち,基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がない職員
  - 七 配偶者同行休業規程により配偶者同行休業をしている職員
- 4 前条第4項から第7項までの規定は、勤勉手当の支給に準用する。
- 5 前各項に規定するもののほか,勤勉手当の支給に関し必要な事項は,別に定める。

(期末特別手当)

第36条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する指定職本給表の適用を受ける職員(第3

項に規定する職員を除く。)に対して、それぞれ第4条第3項で定める日に支給する。

- 2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在において受けるべき本給及びこれに対する地域手当の月額に、本給及びこれに対する地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額並びに職員就業規則第15条第1項の規定により休職にされている者(同項第1号又は第2号(通勤に係る場合に限る。)の規定の適用を受ける者を除く。)以外の職員にあっては、本給に100分の25を乗じて得た額の合計額を基礎(「期末特別手当基礎額」という。)として、100分の170を乗じて得た額に、第34条第2項第4号の表に定める在職期間別支給割合を乗じて得た額(当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合には、その額から、その者の勤務成績に応じて別に定める額を減じて得た額)とする。
- 3 職員が基準日において次の各号のいずれかに該当する場合は、期末特別手当は 支給しない。
  - 一 職員就業規則第15条第1項第2号,第4号,第5号,第6号,第10号及び第11号 の規定により休職にされている職員のうち,給与の支給を受けていない職員
  - 二 職員就業規則第15条第1項第3号の規定により休職にされている職員
  - 三 職員就業規則第46条第1項第3号の規定により出勤停止にされている職員
  - 四 職員就業規則第15条第1項第7号の規定により休職にされている職員のうち, 給与の支給を受けていない職員
  - 五 職員就業規則第15条第1項第8号の規定により休職にされている職員
  - 六 育児休業規程により育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がない職員
  - 七 配偶者同行休業規程により配偶者同行休業をしている職員
- 4 第34条第4項から第7項までの規定は、期末特別手当の支給に準用する。
- 5 前各項の規定に関するもののほか、期末特別手当の支給に関し必要な事項は、 別に定める。

(主任指導手当)

- 第37条 主任指導手当は、名古屋大学に勤務する大学教員(ただし、助教及び助手を除く。)のうち、主任として学生に対する研究指導(大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第12条に規定するものをいい、1人の学生に対して原則として1人で行うものをいう。)を担当し、当該学生が博士の学位を取得した場合に支給する。ただし、指定職本給表の適用を受ける職員には支給しない。
- 2 前項の手当額は,1人の学生につき,50,000円とする。 (学位論文審査手当)
- 第38条 学位論文審査手当は、機構の大学教員のうち、学位審査を行う委員等で構成する会議等において、博士論文(岐阜大学学位規則(平成16年岐阜大学規則第117号)第3条又は名古屋大学学位規程(平成16年度規程第104号)第3条に基づき提出された論文に限る。)の審査を行った場合に支給する。
- 2 前項の手当額は、次表の左欄に掲げる会議等の構成員数に応じて、1件につき同表の右欄に定める額とする。

<b>排出目粉</b>		手	当の額
構成員数	主	査	主査以外
		円	円
2人		25,000	8,000

3人	20,000	6, 500
4人	15, 000	6, 000
5人	15, 000	4, 500
6人	15, 000	3, 600
7人	15, 000	3, 000
8人	14, 800	2, 600
9人	14,600	2, 300
10人	14, 100	2, 100

(入試手当)

- 第39条 入試手当は、機構の大学教員及び附属学校教員のうち、別に定める入学試験業務に従事した職員に支給する。
- 2 前項に規定するもののほか、入試手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(安全衛生業務手当)

- 第40条 岐阜大学職員安全衛生管理規程(平成19年度規程第19号)第9条に規定する 衛生管理者及び副衛生管理者並びに同規程第10条に規定する産業医並びに名古屋 大学安全衛生管理規程(平成16年度規程第80号)第7条に規定する衛生管理者,副 衛生管理者及び衛生推進者並びに同規程第8条に規定する産業医(名古屋大学東山 地区にあっては、産業医のうち、機構長が指名する3名に限る。)として選任され た職員には、安全衛生業務手当を支給する。
- 2 安全衛生業務手当の月額は、次のとおりとする。
  - 一 岐阜大学における衛生管理者 6,000円
  - 二 岐阜大学における副衛生管理者 2,000円
  - 三 名古屋大学における衛生管理者及び衛生推進者 3,000円
  - 四 産業医 10,000円
- 3 前2項に規定するもののほか、安全衛生業務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(教員免許状更新講習業務担当手当)

- 第41条 教員免許状更新講習業務担当手当は、機構の大学教員及び附属学校教員の うち、別に定める更新講習業務に従事した職員に支給する。
- 2 前項に規定するもののほか、教員免許状更新講習業務担当手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(看護部長補佐手当)

- 第42条 看護部長補佐手当は,名古屋大学に勤務する医療職本給表(二)4級の適用 を受ける副看護部長に支給する。
- 2 看護部長補佐手当の月額は、23,000円とする。
- 3 看護部長補佐手当の支給は、新たに第1項に該当する職員となった者については、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、看護部長補佐手当を支給される職員が退職し、解雇され、又は死亡した場合においては当該職員が退職し、解雇され、又は死亡した日、看護部長補佐手当を支給される職員が同項に該当しなくなった場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。

- 4 看護部長補佐手当は、第49条の規定により給与が減額される場合であっても減額されない。
- 5 看護部長補佐手当を支給される職員が、休暇及び欠勤その他の事由により、月 の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合(第45条第1項 の場合及び業務上の傷病又は通勤による傷病により勤務しないことについて特に 承認のあった場合を除く。)は、その月の看護部長補佐手当は支給しない。
- 6 前各項に規定するもののほか,看護部長補佐手当の支給に関し必要な事項は, 別に定める。

(クロス・アポイントメント手当及びクロス・アポイントメント勤勉手当)

- 第43条 クロス・アポイントメント手当及びクロス・アポイントメント勤勉手当は、東海国立大学機構クロス・アポイントメント制度に関する規程(令和2年度機構規程第52号。以下「クロス・アポイントメント規程」という。)に基づくクロス・アポイントメント制度に関する協定により指定された教員のうち、別に定めるものに支給する。
- 2 前項に規定するもののほか、クロス・アポイントメント手当及びクロス・アポイントメント勤勉手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。 (外部資金獲得手当)
- 第44条 外部資金獲得手当は、機構の大学教員のうち、外部資金により間接経費を 獲得したことにより、財政面において機構の経営に貢献した職員に支給する。
- 2 前項に規定するもののほか、外部資金獲得手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 給与の特例等

(休職者の給与)

- 第45条 職員が業務上の傷病又は通勤による傷病により職員就業規則第15条第1項 第1号又は第2号により、長期休養を要する場合に該当して休職となったときに は、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。ただし、労働者災害補償 保険法の定めるところに従い、休業(補償)給付又は傷病(補償)年金がある場合に は、給与の額からその補償の額を控除した残額を支給する。
- 2 職員が前項の傷病以外の傷病により職員就業規則第15条第1項第2号の長期休養を要する場合に該当して休職となったときには、その休職期間が1年(結核性疾患にあっては2年)に達するまでは、本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、教職調整額、専門職手当、寒冷地手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。ただし、附属学校長及び附属学校教員が、結核性疾患のため長期休養を要する場合に該当して休職となったときには、その休職の期間中、給与の全額を支給する。
- 3 職員が職員就業規則第15条第1項第3号による刑事事件に関し起訴され休職となった場合には、その休職期間中、本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、教職調整額、専門職手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 4 職員が職員就業規則第15条第1項第4号による休職(クロス・アポイントメント規程第3条第6項に基づく休職に限る。)又は第5号若しくは第10号による休職となった場合には、その休職期間中、本給、扶養手当、地域手当、住居手当、教職調整額、専門職手当、寒冷地手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ100分の70

以内を支給することができる。ただし、同項第10号の規定に該当して休職となった場合で、当該休職に係る生死不明若しくは所在不明の原因である災害によるものが業務上の災害又は通勤による災害と認められるときは、100分の100以内を支給することができる。

- 5 職員が職員就業規則第15条第1項第7号による休職となった場合には、その派遣の期間中、本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、教職調整額、専門職手当、期末手当及び期末特別手当(この項において、「本給等」という。)のそれぞれ100分の70を支給することができる。ただし、派遣職員の派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、別に定めるところにより、あらかじめ機構長の承認を得て、本給等のそれぞれ100分の70を超え100分の100以内を支給することができる。
- 6 第2項から前項までの規定による本給,地域手当,広域異動手当及び専門職手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。
- 7 職員が月の途中から休職し、又は休職から職務に復帰した場合に、その月に勤 務実績があるときは、看護部長補佐手当の全額を支給する。
- 8 休職となった職員には、他の規定に別段の定めがない限り、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。
- 9 休職をしていた職員が職務に復帰した場合におけるその者の号給については、 部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、別に定めるところ により、本給を調整することができる。

(育児休業等の給与)

- 第46条 育児休業規程により育児休業等をする職員の給与の支給については、次に 定めるとおりとする。
  - 一 育児休業をしている期間については、給与を支給しないこと。ただし、育児 休業規程第13条第2項に基づき勤務した者の給与については、その勤務する1時 間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額を支給することができ ることとし、当該給与の支給以外については、勤務した期間として取り扱わない。
  - 二 育児休業をしている職員のうち、次に掲げるものに該当する職員については 前号の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当、勤勉手当及び期末特別 手当を支給することができること。
    - イ 第34条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務 した期間(別に定めるこれに相当する期間を含み,前号ただし書きの勤務を 除く。)がある職員
    - ロ 第35条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務 した期間(前号ただし書きの勤務を除く。以下この号において同じ。)がある 職員
    - ハ 第36条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務 した期間(別に定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員
  - 三 育児休業をしていた職員が職務に復帰した場合におけるその者の号給については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、別に定めるところにより、本給を調整することができること。

- 四 職員が育児部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、第49条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給すること。
- 五 職員が育児短時間勤務をしている期間における次に掲げる給与の月額は、それぞれこの規程において定められた額、又はこの規程の定めるところにより算出した額(以下この条において「定められた額等」という。)に算出率を乗じて得た額とすること。ただし、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の支給額は、定められた額等を用いて算定した額とすること。
  - イ 本給
  - 口 管理職手当
  - ハ 総長補佐等手当
  - 二 職務付加手当
  - ホ 本給の調整額
  - へ 初任給調整手当
  - 卜 義務教育等教員特別手当
  - チ 教職調整額
  - リ 特地勤務手当
  - ヌ 安全衛生業務手当
- 六 職員が育児短時間勤務をしている期間における地域手当,広域異動手当及び 専門職手当の支給額は,前号の規定による給与の月額を用いて算定した額とす ること。
- 七 職員が月の途中から育児休業等を取得し、又は育児休業等から職務に復帰した場合に、その月に勤務実績があるときは、看護部長補佐手当の全額を支給すること。
- 2 前項に規定するもののほか, 育児休業等の給与に関し必要な事項は, 別に定める。

(介護休業者等の給与)

- 第47条 東海国立大学機構職員の介護休業等に関する規程(令和2年度機構規程第37号)により介護休業等をする職員の給与については、次条の規定にかかわらず、 その期間の勤務しない1時間について第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額 を減額して給与を支給する。
- 2 職員が月の途中から介護休業等を取得し、又は介護休業等から職務に復帰した場合に、その月に勤務実績があるときは、看護部長補佐手当の全額を支給する。
- 3 介護休業をしていた職員が職務に復帰した場合におけるその者の号給については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、別に定めるところにより、本給を調整することができる。
- 4 前3項に規定するもののほか、介護休業等の給与に関し必要な事項は、別に定める。

(配偶者同行休業者の給与)

第48条 配偶者同行休業規程により配偶者同行休業をしている期間については、給 与を支給しない。

- 2 職員が月の途中から配偶者同行休業を取得し、又は配偶者同行休業から職務に 復帰した場合に、その月に勤務実績があるときは、看護部長補佐手当の全額を支 給する。
- 3 配偶者同行休業をしていた職員が職務に復帰した場合におけるその者の号給に ついては、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、別に定 めるところにより、本給を調整することができる。
- 4 前3項に規定するもののほか、配偶者同行休業の給与に関し必要な事項は、別に定める。

(給与の減額)

- 第49条 職員が勤務しないときは、職員勤務時間規程第12条の規定による休日(職員勤務時間規程第13条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日)である場合又は休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。
- 2 前項の規定により減額の対象となる時間数は、その給与期間における欠勤の時間数及び育児部分休業等の時間数の合計とし、その合計時間数に1時間未満の端数が生じたときは、切り捨てる。

(本給の半減)

- 第50条 前条の規定にかかわらず,職員が疾病(業務上の疾病及び通勤の関連による疾病を除く。)に係る就業禁止の措置(別に定めるものに限る。)により,当該措置の開始の日から起算して90日(結核性疾患にあっては,1年)を超えて引き続き勤務しないときは,その期間経過後の当該措置に係る日につき,本給の半額を減ずる。
- 2 前項に規定するもののほか、同項の勤務しない期間の範囲、本給の計算その他本給の半減に関し必要な事項は、別に定める。

(短時間勤務正職員についての適用除外)

第51条 第7条から第9条まで,第11条,第17条,第19条,第29条から第31条まで, 第36条及び第42条の規定は、短時間勤務正職員には適用しない。

第5章 雑則

(日割計算)

- 第52条 新たに職員となった者には、その日から給与を支給し、昇格等により、本給に異動を生じた者(第46条第1項第5号及び第6号の規定により給与の月額に変更を生じた育児短時間勤務職員を含む。)には、その日から新たに定められた給与を支給する。
- 2 職員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの給与を支給する。
- 3 職員が死亡により退職した場合には、その月までの給与を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により、給与を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から職員勤務時間規程第10条及び第11条の規定に基づく週休日(育児短時間勤務職員にあっては、正規の勤務時間を割り振られていない日)の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 前各項の規定は、本給の調整額、管理職手当、総長補佐等手当、職務付加手 当、地域手当、広域異動手当、特地勤務手当等、初任給調整手当、義務教育等教 員特別手当、教職調整額、専門職手当及び安全衛生業務手当の支給について準用 する。

(端数計算)

第53条 第23条から第25条までの規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当,休日給又は夜勤手当並びに第46条から第49条までに規定する勤務時間1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第54条 この規程により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(雑則)

第55条 この規程に定めるもののほか、職員給与に関し必要な事項は、機構長が定める。

(この規程により難い場合の措置)

第56条 特別の事情によりこの規程によることができない場合又はこの規程による ことが著しく不適当であると機構長が認める場合は、別段の取扱いをすることが できる。

附則

(施行期日)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(本給表)

- 2 職員就業規則附則第2項の規定により機構の職員となった者(以下「附則第2項適用職員」という。)のうち、本規程を適用されることとなる者の機構の成立の日における本給表は、別に発令されない限り、国立大学法人岐阜大学職員給与規則(平成16年4月1日岐阜大学規則第65号。以下「岐大職員給与規則」という。)第5条第2項に規定する本給表又は名古屋大学職員給与規程(平成16年度規程第69号。以下「名大職員給与規程」という。)第5条第2項に規定する本給表と同一の本給表を適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、機構の成立の日の前日において岐大職員給与規則第5条第2項第4号に規定する教育職本給表(二)が適用されていた者の機構の成立の日における第5条第2項に規定する本給表は、別に発令されない限り教育職本給表(三)を適用する。

(本給)

4 前2項に規定するもののほか、附則第2項適用職員に係る本給については、別に発令されない限り、なお従前の例による。

(本給に係る経過措置)

5 機構の成立の日の前日において岐大職員給与規則第5条第2項第3号に規定する教育職本給表(一)が適用されていた者のうち、機構においても同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に

達しないこととなるものには、当分の間、本給月額のほか、その差額に相当する 額を本給として支給する。

(63歳に達する日後の最初の4月1日からの本給支給額)

6 機構の成立の日以後,岐阜大学に勤務する教育職本給表(一)の適用を受ける者のうち,昭和33年4月1日以前に生まれた者の63歳に達する日後の最初の4月1日からの本給月額については、その者が受ける本給月額に機構長が別に定める支給割合を乗じて得た額を本給月額として支給する。

(期間計算)

7 附則第2項適用職員の機構の成立の日の前日までの期間における第7条から第9条 まで及び第34条から第36条までの規定に係る期間計算については、岐大職員給与 規則又は名大職員給与規程を適用し、当該期間をこの規程に定める期間に通算す る。

(住居手当に関する経過措置)

- 8 附則第2項適用職員のうち、機構の成立の日の前日から岐大職員給与規則又は名 大職員給与規程による住居手当の支給を受けていた職員のうち、住居手当の月額 が2,000円を超える職員であって、機構の成立後も引き続き当該住居手当に係る 住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下この項において同 じ。)を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの(別に定め る職員を除く。)に対しては、令和3年3月31日までの間、第17条の規定にかかわ らず、当該住居手当の月額に相当する額(当該住居手当に係る家賃の月額に変更 があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で別に定める額。第二号に おいて「旧手当額」という。)から二千円を控除した額の住居手当を支給する。
  - 一 第17条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員
  - 二 旧手当額から第17条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員
- 9 前項に定めるもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。 (休職者等の給与)
- 10 附則第2項適用職員のうち、機構の成立の際現に休職者、育児休業者等、介護 休業者等及び配偶者同行休業者の給与の適用を受けていた者に係る給与について は、別に発令されない限り、なお従前の例による。 (その他)
- 11 附則第2項適用職員の機構成立前の期間に係る給与に関する事項は、岐大職員給与規則及び名大職員給与規程に定めるところによる。

別表第1(第5条第2項第1号関係)

一般職本給表(一)

「別紙参照】

別表第2(第5条第2項第2号関係)

一般職本給表(二)

「別紙参照]

別表第3(第5条第2項第3号関係)

教育職本給表(一)

[別紙参照]

## 別表第4(第5条第2項第4号関係)

教育職本給表(二)

[別紙参照]

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の本給 は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

### 別表第5(第5条第2項第5号関係)

教育職本給表(三)

[別紙参照]

# 別表第6(第5条第2項第6号関係)

医療職本給表(一)

[別紙参照]

## 別表第7(第5条第2項第7号関係)

医療職本給表(二)

「別紙参照]

# 別表第8(第5条第2項第8号関係)

指定職本給表

[別紙参照]

別表第1(第5条第2項第1号関係) 一般職本給表(一)

<u>一般</u>	一般職本給表(一)										
職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
再	1	146,100	195,500	231,500	264,200			362,900	408,100		521,700
雇	2	147,200	197,300		266,000			365,500	410,500		524,600
用	3	148,400	199,100		267,800			367,900	413,000		527,700
職	4	149,500			269,900			370,500	415,400		
員	5	150,600	202,400		271,600			372,400	417,300		533,900
以	6	151,700			273,400				419,600		536,200
外	7	152,800	206,000		275,200				421,700		538,700
の <sup>II対</sup>	8	153,900			277,200			379,700	423,900		
職	9	154,900	209,400	243,500	279,200			382,100	425,900	482,300	543,500
員	10	156,300	211,200		281,200			384,800	428,000	485,400	545,300
	11	157,600	213,000		283,100			387,400	430,100	488,400	547,100
	12	158,900			285,000			390,100	432,200	491,500	
	13	160,100			287,000				433,900		
	14 15	161,600 163,100			288,900				435,700 437,700		
	16	164,700			290,800 292,600				437,700		
	17	165,900	,, <u>,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,</u>		294,400				441,600		
	18	167,400			296,400				443,400		
	19	168,900			298,500				445,200	504,000	
	20	170,400			300,500			406,900	446,900		
	21	171,700			302,400			408,800	448,700	508,700	559,500
	22	174,400			304,500				450,200	510,100	000,000
	23	177,000	232,800		306,500				451,600	511,600	
	24	179,600		266,500	308,600			414,300	453,100		
	25	182,200	235,400	268,400	310,300			416,100	454,500	514,200	
	26	183,900	236,900		312,400				455,800	515,300	
	27	185,500	238,300		314,400			419,100	457,100	516,500	
	28	187,200							458,300		
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700	
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600	
	31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500	
	32	193,900		280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400	
	33	195,500		281,800		353,400					
	34	196,900			327,500						
	35	198,400			329,400				463,700		
	36	199,900					386,600				
	37	201,200		289,000			388,000		464,800		
	38	202,500			335,300				465,400		
	39	203,700			337,300				466,000		
	40	205,000					391,500				
	41	206,300			341,100				467,100		
	42	207,600			343,000				467,600		
	43	208,900			344,800						
	44 45	210,200					396,100				
	45 46	211,300					396,800				
	46 47	212,600 213,900									
	48		262,500 263,600				398,200 3 <u>98,</u> 900				
				308,100							
		210,300					400,100				
	50	217, <del>1</del> 00	200,000	000,000	000,000	0 7 0,000	<del></del>	TT1,000	ı		•

	010 400	007.400	011 100	امده ممما	074 000	400.000	1 444 400	1	
51	218,400		311,100			400,600			
52	219,500	268,400		357,200	375,400				 
53	220,600			358,100	376,100	,			
54	221,600	270,500			376,800				
55	222,500	271,800			377,500				
56	223,500	273,100		361,200	378,200				 
57	223,800			362,100	378,700		443,600		
58	224,600	275,000							
59	225,400	275,900							
60		277,000		364,200					 
31	226,800	278,100			381,000		444,900		
62	227,800	279,100			381,700				
63	228,600	280,000							
64	229,400			366,600	382,900				 
65	230,100	281,500		366,900					
66	230,800	282,400				•			
67 62	231,700	283,100							
68 68		284,000		369,000					 
69 70	233,400			369,300	385,500				
70	234,000	285,800							
71	234,500	286,600							
72	235,200			371,200	387,100				 
73 74	236,000	288,200		371,500					
74 75	236,600	288,700							
75 76	237,200 237,700	289,100 289,600		372,800 373,400	388,200 388,600				
70 77	238,400	289,800			388,900	408,000			 
78	239,100	299,300			389,200	408,200			
79	239,800	290,100			389,500	408,800			
80	240,300	290,700		375,400	389,800				
81	240,800	290,900							 
82	241,500	291,100		376,500					
83	242,200	291,500		377,000					
84		291,800		377,300					
85		292,100		377,700					 
86				378,200		,			
87	244,900	292,700		378,600					
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800				
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000				
90	246,600	293,800		379,900	392,300				
91	246,900	294,100		380,300	392,600				
92	247,300	294,500		380,700	392,800				 
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000				
94		294,900							
95		295,200							
96		295,600							 
97		295,800							
98		296,100							
99		296,500							
00 01		296,900 207,100							 
01 02		297,100 297,400							
02		297,400 297,800							
03 04		297,800 298,100	345,900 346,300						
04 05		298,100						\	 
03 06		298,600							
00 07		299,000							
$\sim$ $\prime$		299,300							
80		799 31111	.)40		_				

 121 122 123 124 125	 303,100 303,300 303,600 303,900 304,200		 		 	 
			 		 ·	 
110 111 112 113 114	 299,900 300,300 300,600 300,800 301,000	349,200 349,500 350,000	 	··-·-	 ·	 ·

別表第2(第5条第2項第2号関係)

般	職本網	給表(二)				
職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級
	号給 12345678901121314516789212234252233333333435637839414234456	円 132,300 133,200 134,200 135,100 136,100 137,100 138,100 139,900 140,900 141,900 143,800 144,800 145,800 146,800 147,900 150,400 151,600 151,600 152,700 153,900 155,100 156,300 157,400 158,900 160,400 161,900 163,300 164,700 166,200 170,900 170	216,300 217,300 218,200 218,800 220,000 221,100 222,300 222,800 223,900 225,100 226,100 226,100 229,100 230,200 231,300 232,200	241,500 242,800 243,900 245,000 246,200 247,300 248,500 250,800 252,100 253,400 254,400 255,600 257,800 257,800 258,600 259,600	281,100 282,100 283,800 284,700 285,600 286,700 287,300 289,100 290,000 290,600 291,600 293,500 294,200 295,100	324,700 326,000 327,200 328,300 329,200 330,300 331,400 332,500 333,600 334,600 335,600 337,600 337,600 339,600 340,500 341,500
	47 48 49 50	191,100 192,500 193,800 194,900	233,300 234,300 235,300 236,300	260,700 261,600 262,800 263,800	296,000 296,900 297,600 298,200	342,500 343,500 344,400 345,300

51	196,000	237,300	264,900	298,900	346,200
51 52	197,200	7		298,900 299,700	
53	198,300	239,400		300,300	
54	199,400	7		300,300	
55	200,300		,	301,800	
56	201,400	T		302,500	
57	202,500	242,700		303,200	
58	203,500			303,900	
59	204,500			304,700	
60	205,500			305,400	
61	206,600	246,000		306,000	
62	207,500		-	306,700	
63	208,400	7	-	307,400	
64	209,300			308,100	
65	210,000	249,500		308,600	
66	210,800	250,300		309,100	
67	211,500	251,100	280,300	309,700	357,500
68	212,300	<u>2</u> 51,800	281,100	310,300	358,000
69	212,700	252,500	281,700	310,900	358,400
70	213,300	T			
71	213,600			311,800	
72	214,000			312,300	
73	214,200	· ·		312,600	
74	214,600			313,100	
75	215,100	7	-	313,600	
76	215,700			314,000	
77	215,900	255,800	-	314,200	
78	216,600			314,500	
79	217,100	T		314,800	
80	217,600			315,100	
81	218,300	257,500	-	315,400	
82	218,600			315,700	
83	219,200		· ·	316,000	
84 05	219,900			316,300	
85	220,500			316,500	
86 87	220,900 221,300				
88	221,300 222,000			317,200 317,400	
89	222,500			317,400	
90	223,000			317,000	
91	223,500	7		317,300 318,200	
92	223,900			318,500	
93	224,300	260,700		318,700	
94	224,700	· ·	· ·	319,000	
95	225,100	· ·	· ·	319,300	
96	225,400			319,500	
97	225,700			319,700	
98	226,200			320,000	
99	226,700	· ·	-	320,300	
100	227,200	7		320,500	
101	227,600	263,000	298,800	320,700	
102	228,100	263,200	299,200		
103	228,700	7			
104	229,300				_,_,_
105	229,700	7	-		
106	230,200				
107	230,500				
108	230,900				
109	231,100	265,000	301,600		l

I	110	231,500	265,300	302,000		ı
	111	232,000	265,600	302,400		
	112	232,400	265,800	302,700		
	113	232,600	266,000	302,900		
	114	233,100	266,300	303,200		
	115	233,600	266,500	303,500		
	116	234,100	266,700	303,700		
	117	234,400	267,000	303,900		
	118	234,800	267,300	304,200		
	119	235,200	267,600	304,500		
	120	235,600	267,900	304,700		
	121	236,000	268,100	304,900		
	122		268,300	305,200		
	123		268,600	305,500		
	124		268,900	305,700		
	125		269,100	305,900		
	126		269,300	306,200		
	127		269,600	306,500		
	128		269,900	306,700		
	129		270,100	306,900		
	130		270,300	307,200		
	131		270,600	307,500		
	132		270,900	307,700		
	133		271,100	307,900		
	134		271,300			
	135		271,600			
	136		271,900			
	137		272,100			
再雇用職員		193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

別表第3(第5条第2項第3号関係) 教育職本給表(一)

教育.	職本網	给表 (一)					
職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		円	円	円	円	円	円
再	1	173,500	216,400		324,300	406,000	534,400
雇	2 3	175,600	218,700	·	327,200	408,300	537,400
用		177,600	220,900	·	330,300	410,700	540,500
職	4	179,600	223,100	285,700	333,300	413,200	543,600 543,600
員以	5	181,500	225,200	288,500	336,500	415,300	546,600 540,000
外外	6 7	184,000 186,500	227,300 229,500		339,100 341,700	417,800 420,000	549,000 551,500
の	8	189,000	229,300	295,200 295,600	341,700	420,000 422,500	553,900
職	9	191,600	233,900	298,200 298,200	347,400	424,200	556,200
員	10	194,400	236,300	·	350,300	426,700	558,000
	11	197,100	238,700		353,400	429,000	559,900
	12	199,800	241,100		356,700	431,300	561,800
	13	202,300	243,200		359,500	432,700	563,500
	14	204,200	245,600	·		434,900	564,900
	15	206,000	248,000	312,100	363,600	437,100	566,200
	16	208,000	250,400	313,800	366,100	439,400	567,400
	17	210,000	252,400	·	368,300	441,500	568,700
	18	211,700	255,500	·		443,900	569,500
	19	213,500	258,600		372,600	446,200	570,200
	20	215,200	261,700		374,500	448,600	<u>570,900</u>
	21	217,100	264,600	324,100	376,500	450,700	571,700
	22	219,000	267,600	·	378,400	453,000	
	23	220,900	270,500		380,400	455,400	
	24	222,800	<u>273,400</u>		382,100	457,700	· —
	25	224,600	276,200	333,900	383,500	459,700	
	26 27	226,700 228,800	278,800 281,300		385,300 387,100	461,900 464,000	
	28	230,900	281,300 284,000		389,000	464,000	
	29	232,700	286,800				
	30	234,900	289,200		392,600	470,600	
	31	237,200	291,400		394,300	472,800	
	32	239,500	293,800		396,000	474,900	
	33	241,700	296,000		397,600	476,800	
	34	243,500	298,200		399,400	478,900	
	35	245,200	300,700		400,900	481,200	
	36	246,900	302,900	356,800	402,700	483,400	
	37	248,600	305,400	358,400	403,800	485,500	1
	38	250,200	307,000		405,400	487,500	
	39	251,700	308,700	362,500	406,900	489,400	
	40	253,400	310,400	364,400	408,400	491,300	
	41	255,200	312,300	366,300	409,300	493,300	
	42	256,900	312,800		410,900	495,200	
	43 44	258,300	313,700		412,400 414,000	496,900 409,900	
	44 45	259,900 260,800	314,600 315,500	371,800 373,600	414,000	498,800 500,700	
	45 46	260,800 262,300	315,500 316,500		415,300 416,900	500,700 502,500	
	40 47	262,300 263,900	317,300		418,300	502,300	
	48	265,200 265,200	317,300		419,900	504,300 506,200	
	49	266,700	319,200		421,300	507,900	
	50						
	• 55	207,100	525,100	331,330	,		

51	268,100	320,900	383,400	423,900	511,400	ı
52	269,000	320,900 321,700	385,400 385,100	425,200 425,200	513,300	
53	269,800 269,800	322,900	386,200	425,900	514,900	
54	270,500	323,700	387,700	426,900	516,500	
55	271,300	324,500	389,100	427,800	518,200	
56	272,100	325,300	390,700	428,700	519,800	
57	272,700	326,000	392,000	429,600	521,400	
58	273,800	327,100		430,500	522,700	
59	274,700	328,200		431,400	524,000	
60	275,700	329,200	396,200	432,300	525,200	
61	276,800	330,200	397,500	433,200	526,400	
62	277,700	331,200	398,900	434,100	527,400	
63	278,500	332,300	400,400	435,100	528,400	
64	279,300	333,400	401,900	436,200	529,400	
65	280,300	334,100	402,900	437,100	530,000	
66	281,000	335,200	404,000	438,100	530,900	
67	282,000	335,900		439,100	531,800	
68	282,900	337,000	406,100	440,000	532,700	
69	283,700	337,600	407,100	441,000	533,600	
70	284,800	338,700		442,000	534,400	
71	285,800	339,600		442,900	535,100	
72	286,900	340,700	409,600	443,900	535,600	. <b></b>
73	287,800	341,000	410,400	444,900	536,300	
74	288,900	342,000		445,800	536,800	
75	289,900	343,000		446,700	537,600	
76	291,000	344,000	412,900	447,700	538,200	
77	291,500	345,000	413,600	448,500	538,700	
78	292,500	346,000	414,100	449,000	539,300	
79 80	293,400	346,900		449,700	539,900	
	294,300	347,800	414,900	450,300	540,500 541,100	
81 82	295,200 296,100	348,800 349,800	415,200 415,600	451,100 451,900	541,100	
83	290,100 297,000	350,800	,	451,800 452,100		
84	297,800 297,800	351,800 351,800	416,300	452,700 452,700		
85	298,100 298,100	352,400	416,600	453,100		
86		353,000	417,000	453,500		
87	299,700	353,600		453,900		
88	300,600	354,200	417,800	454,200		
89	301,500	354,800	418,100	454,500		
90	302,100	355,200		454,800		
91	302,800	355,600	418,900	455,300		
92	303,400	356,100	419,200	455,600		
93	304,000	356,600	419,500	455,900		
94	304,700	357,000	419,900	456,200		
95	305,400	357,500	420,200	456,500		
96	306,100	358,000	420,500	456,800		
97	306,300	358,600	420,800	457,100	<del></del>	<del>-</del>
98	306,800	359,100	421,200	457,600		
99	307,300	359,500	421,500	457,900		
100	307,800	360,000	421,800	458,200		
101	308,100	360,400	422,100	458,500		
102	308,500	360,900	422,500			
103	308,800	361,200	422,800			
104	309,400	361,700	423,100			
105 106	309,800 310,300	362,200	423,400 423,800			
106	310,200 310,500	362,600 363,100	423,800 424,100			
107	310,500	363,600				
109						
.00	011,100	1 00 <del>1</del> ,000	727,700			

	امنيا				Ī	1	
	110			,			
	111	311,900		425,300			
	112			425,600			
	113			425,900			
	114 115						
	116			426,500			
	117	313,600 313,900		426,800 427,000			
	118			427,000			
	119		,				
	120						
	121	315,300					
	122						
	123						
	124						
	125	316,400		·			
	126						
	127	316,900					
	128						
	129			·			
	130		,				
	131	318,300					
	132						
	133						
	134		375,000				
	135	319,300	375,500				
	136	<u>319,500</u>	376,000			l	
	137	319,800	376,500				
	138	320,000	377,000				
	139	320,300					
	140						
	141	320,900					
	142	321,300					
	143						
	144	322,100					
	145						
	146						
	147						
	148						
	149						
	150	324,000 324,300					
	151 152	,					
	153	324,7 <u>00</u> 324,900					
	154	324,900 325,300					
	155						
	156						
	157	326,300					
声	107	320,300					
再雇用職員		235,600	282,800	293,800	315,700	399,700	534,100

別表第4(第5条第2項第4号関係) 教育職本給表(二)

日本	
再 1 160,000 204,000 331,200 201,000 333,200 161,500 205,700 333,400 335,500 163,000 207,300 335,500 335,500 164,000 210,800 337,500 1月 5 166,100 210,800 337,500 341,600 分外 7 169,800 214,300 343,800 の 8 171,600 216,000 347,600 175,400 219,500 349,700 11 177,400 221,400 351,800 12 179,400 223,300 353,900 13 183,600 228,800 358,000 15 185,900 228,800 360,100 16 188,200 230,800 362,200 17 190,200 233,500 362,200 17 190,200 233,500 365,700 19 195,300 238,100 367,500 20 197,800 224,800 365,700 20 197,800 234,000 377,800 22 20 197,800 244,100 372,700 23 203,600 248,700 377,800 24 205,300 255,300 377,800 25 266,800 377,800 25 266,800 377,800 26 208,300 255,300 377,800 26 208,300 255,300 377,800 26 208,300 255,300 377,800 27 210,000 258,800 377,800 26 208,300 256,300 377,800 26 27 210,000 258,800 377,800 27 210,000 258,800 381,400 28 211,600 266,000 385,000 31 216,600 266,000 385,000 32 218,300 362,200 377,800 27 210,000 258,800 381,400 28 211,600 266,000 385,000 31 216,600 268,200 388,900 32,200 33 22,18,300 270,400 390,900 33 22,18,300 277,000 395,900 377,600 377,000 395,900 377,000 395,00	級
雇 2 161,500 205,700 333,400 355,500 166,100 177,400 221,400 351,800 179,400 175 188,900 228,800 362,200 179,800 228,800 362,500 18 192,800 238,500 365,700 19 195,300 238,500 369,500 21 200,200 369,500 22 208,300 251,400 374,500 22 201,900 246,100 372,700 23 203,600 248,700 244,900 25 208,300 277,800 22 208,800 377,800 22 208,800 377,800 22 201,900 246,100 372,700 23 203,600 248,700 374,500 25 268,800 377,800 25 268,800 377,800 25 268,800 377,800 26 288,000 377,800 27 210,000 266,000 377,800 371,800 288,200 377,800 288,200 377,800 288,200 377,800 26 288,200 377,800 27 210,000 266,000 381,400 370,800 27 210,000 266,000 381,400 370,800 27 210,000 266,000 381,400 370,800	田
雇 2 161,500 205,700 333,400 355,500 166,100 217,300 337,500 1月 177,400 211,500 349,700 11 177,400 221,400 351,800 12 18,800 13 181,300 226,800 358,000 15 185,900 228,800 360,100 16 188,200 238,500 362,200 17 19 195,300 246,100 372,700 22 201,900 246,100 372,700 23 203,600 248,700 246,100 372,700 23 203,600 248,700 255,800 374,500 26 208,300 256,300 377,600 27 210,000 246,100 377,600 219,500 369,500 21 200,200 246,100 372,700 23 203,600 248,700 374,500 25 26,300 374,500 26 28,800 370,800 27 21,000 246,100 372,700 23 203,600 248,700 374,500 26 20,300 26,300 374,500 26 28,800 370,800 27 21,000 246,100 372,700 27 21,000 27 210,000 246,100 372,700 27 210,000 266,000 381,400 28 211,600 266,000 381,400 28 211,600 266,000 381,400 372,700 374,500 374,600 374,600 372,700 374,500 374,500 374,500 374,500 374,500 374,600	416,600
用 3 163,000 207,300 335,500 375,500 164,500 209,000 337,500 210,800 337,500 337,500 以 6 168,000 212,500 341,600 外 7 169,800 214,300 343,800 の 8 171,600 216,000 345,900 11 175,400 219,500 349,700 11 177,400 221,400 351,800 12 17,600 351,800 12 17,600 351,800 12 17,600 351,800 12 17,600 351,800 12 17,600 351,800 12 179,400 223,300 353,900 14 183,600 226,800 358,000 15 185,900 228,800 360,100 16 188,200 230,800 362,200 17 190,200 232,500 363,800 18 192,800 235,300 365,700 19 195,300 238,100 367,500 20 197,800 240,900 369,500 21 200,200 246,100 372,700 23 203,600 248,700 374,500 25 206,800 379,600 25 206,800 379,600 25 206,800 379,600 25 206,800 379,600 25 206,800 379,600 25 206,800 379,600 25 206,800 379,600 27 210,000 258,800 379,600 27 210,000 258,800 379,600 27 210,000 258,800 379,600 27 210,000 258,800 379,600 370,800 21 216,600 261,100 383,300 29 213,200 266,000 387,000 31 216,600 268,200 388,900 32,200,900 34 221,500 270,400 390,900 34 221,500 270,400 390,900 35 228,000 370,600 370,900 360,200 370,900	418,600
職 4 164,500 209,000 337,500 員 5 166,100 210,800 339,700 以 6 168,000 212,500 341,600 外 7 169,800 216,000 345,900 職 9 173,300 217,600 347,600 月 10 175,400 219,500 349,700 11 177,400 221,400 351,800 12 179,400 223,300 353,900 13 181,300 224,800 355,900 14 183,600 226,800 360,100 15 185,900 228,800 360,100 16 188,200 230,800 362,200 17 190,200 232,500 363,800 18 192,800 238,800 365,700 19 195,300 238,100 367,500 20 197,800 240,900 369,500 21 200,200 243,300 370,800 22 201,900 246,100 372,700 23 203,600 251,400 376,400 25 206,800 258,800 377,800 26 208,300 256,300 377,800 27 210,000 248,700 374,500 28 211,600 261,100 383,300 29 213,200 263,600 381,400 28 211,600 261,100 383,300 29 213,200 263,600 381,400 28 211,600 261,100 383,300 29 213,200 263,600 381,400 30 214,900 266,000 387,000 31 216,600 268,200 388,900 32 218,300 270,400 390,900 33 219,700 272,400 392,800 34 221,500 274,700 394,400 35 223,300 277,000 395,900 37 226,600 281,200 399,000	420,600
長  5	422,400
以 6 168,000 212,500 341,600 分 7 169,800 214,300 343,800 の 8 171,600 216,000 345,900 職 9 173,300 217,600 347,600 10 175,400 219,500 349,700 11 177,400 221,400 351,800 12 179,400 223,300 353,900 13 181,300 224,800 355,900 14 183,600 226,800 356,000 15 185,900 228,800 360,100 16 188,200 230,800 362,200 17 190,200 232,500 363,800 18 192,800 235,300 365,700 19 195,300 238,100 367,500 20 197,800 244,900 369,500 21 200,200 243,300 370,800 22 201,900 246,100 372,700 23 203,600 248,700 374,500 24 205,300 251,400 376,400 25 206,800 253,900 377,800 26 208,300 256,300 379,600 27 210,000 258,800 381,400 28 211,600 261,100 383,300 29 213,200 266,000 388,900 31 216,600 268,200 388,900 32 218,300 270,400 390,900 33 219,700 272,400 390,900 34 221,500 277,000 395,900 35 223,300 277,000 395,900 36 225,100 279,000 399,000 37 226,600 281,200 399,000	423,900
外 7 169,800 214,300 343,800 345,900 職職 9 173,300 217,600 347,600 347,600 11 175,400 219,500 349,700 11 177,400 221,400 351,800 12 179,400 223,300 353,900 13 181,300 224,800 355,900 14 183,600 226,800 358,000 15 185,900 228,800 360,100 16 188,200 233,300 362,200 17 190,200 232,500 363,800 18 192,800 235,300 365,700 19 195,300 238,100 367,500 20 197,800 2440,900 369,500 21 200,200 246,100 372,700 23 203,600 2448,700 374,500 24 205,300 251,400 372,700 23 203,600 251,400 372,700 25 206,800 255,900 377,800 26 208,300 255,300 379,600 27 210,000 258,800 381,400 28 211,600 261,100 383,300 29 213,200 266,000 385,100 30 214,900 266,000 381,400 28 211,600 263,600 385,100 31 216,600 268,200 388,900 32 218,300 277,400 399,900 35 223,300 379,600 277,700 391,400 35 223,300 277,000 392,800 377,600 35 223,300 277,000 395,900 377,600 377,000	425,600
の 8 171,600 216,000 345,900 関 9 173,300 217,600 347,600 347,600 1175,400 219,500 349,700 11 177,400 221,400 351,800 12 179,400 12 179,400 353,900 13 181,300 224,800 355,900 14 183,600 226,800 358,000 15 185,900 228,800 360,100 16 188,200 230,800 362,200 17 190,200 232,500 363,800 19 195,300 238,100 367,500 20 197,800 238,100 367,500 20 197,800 240,900 369,500 21 200,200 246,100 372,700 23 203,600 248,700 374,500 24 205,300 251,400 376,400 25 206,800 258,800 381,400 26 208,300 256,300 377,800 26 208,300 256,300 377,800 27 210,000 258,800 381,400 28 211,600 266,000 387,000 31 216,600 268,200 383,300 29 213,200 266,000 387,000 31 216,600 268,200 383,900 32,800 32,800 32,800 32,800 32,800 32,800 32,800 32,800 32,800 32,800 32,800 32,800 32,800 32,800 332,218,300 270,400 390,900 33 219,700 272,400 392,800 376,600 35 223,300 274,700 394,400 35 223,300 277,000 395,900 376,600 377,000 395,900 370,000 370,000 370,000 370,000 370,000 370,000 370,000 370,000 370,000	427,500
職 9 173,300 211,600 347,600 349,700 11 175,400 219,500 349,700 351,800 12 179,400 221,400 351,800 12 179,400 223,300 353,900 13 181,300 224,800 358,000 15 185,900 228,800 360,100 16 188,200 230,800 362,200 17 190,200 232,500 363,800 19 195,300 238,100 367,500 20 197,800 240,900 369,500 21 200,200 246,100 372,700 23 203,600 246,100 372,700 23 203,600 248,700 374,500 24 205,300 251,400 376,400 25 206,800 256,300 377,800 26 208,300 256,300 387,000 27 210,000 258,800 381,400 28 211,600 261,100 383,300 29 213,200 266,000 387,000 31 216,600 268,200 387,000 31 216,600 268,200 387,000 32 218,300 266,000 387,000 31 216,600 268,200 389,900 32 218,300 270,400 390,900 33 223,300 274,700 392,800 334 221,500 274,700 392,800 335 223,300 277,000 395,900 36 225,100 377,000 395,900 376,600 377,000 395,90	429,400
目 10	430,900
11   177,400   221,400   351,800     12   179,400   223,300   353,900     13   181,300   224,800   355,900     14   183,600   226,800   358,000     15   185,900   228,800   360,100     16   188,200   230,800   362,200     17   190,200   232,500   363,800     18   192,800   235,300   365,700     19   195,300   238,100   367,500     20   197,800   240,900   369,500     21   200,200   243,300   370,800     22   201,900   246,100   372,700     23   203,600   248,700   374,500     24   205,300   251,400   376,400     25   206,800   253,900   377,800     26   208,300   256,300   379,600     27   210,000   258,800   381,400     28   211,600   261,100   383,300     29   213,200   263,600   385,100     3	432,800
12   179,400   223,300   353,900     13   181,300   224,800   355,900     14   183,600   226,800   358,000     15   185,900   228,800   360,100     16   188,200   230,800   362,200     17   190,200   232,500   363,800     18   192,800   235,300   365,700     19   195,300   238,100   367,500     20   197,800   240,900   369,500     21   200,200   243,300   370,800     22   201,900   246,100   372,700     23   203,600   248,700   374,500     24   205,300   251,400   376,400     25   206,800   253,900   377,800     26   208,300   256,300   379,600     27   210,000   258,800   381,400     28   211,600   263,600   385,100     30   214,900   266,000   387,000     31   216,600   268,200   388,900     3	434,700
13   181,300   224,800   355,900     14   183,600   226,800   358,000     15   185,900   228,800   360,100     16   188,200   230,800   362,200     17   190,200   232,500   363,800     18   192,800   235,300   365,700     19   195,300   238,100   367,500     20   197,800   240,900   369,500     21   200,200   243,300   370,800     22   201,900   246,100   372,700     23   203,600   248,700   374,500     24   205,300   251,400   376,400     25   206,800   253,900   377,800     26   208,300   256,300   379,600     27   210,000   258,800   381,400     28   211,600   261,100   383,300     29   213,200   263,600   385,100     30   214,900   266,000   385,100     31   216,600   268,200   388,900     3	436,500
14   183,600   226,800   358,000     15   185,900   228,800   360,100     16   188,200   230,800   362,200     17   190,200   232,500   363,800     18   192,800   235,300   365,700     19   195,300   238,100   367,500     20   197,800   240,900   369,500     21   200,200   243,300   370,800     22   201,900   246,100   372,700     23   203,600   248,700   374,500     24   205,300   251,400   376,400     25   206,800   253,900   377,800     26   208,300   256,300   379,600     27   210,000   258,800   381,400     28   211,600   263,600   385,100     30   214,900   266,000   387,000     31   216,600   268,200   388,900     32   218,300   270,400   390,900     34   221,500   274,700   394,400     3	438,200
15   185,900   228,800   360,100     16   188,200   230,800   362,200     17   190,200   232,500   363,800     18   192,800   235,300   365,700     19   195,300   238,100   367,500     20   197,800   240,900   369,500     21   200,200   243,300   370,800     22   201,900   246,100   372,700     23   203,600   248,700   376,400     25   206,800   253,900   377,800     26   208,300   256,300   379,600     27   210,000   258,800   381,400     28   211,600   261,100   383,300     29   213,200   263,600   385,100     30   214,900   266,000   387,000     31   216,600   268,200   388,900     32   218,300   270,400   392,800     34   221,500   274,700   394,400     35   223,300   277,000   395,900     3	440,000
16   188,200   230,800   362,200     17   190,200   232,500   363,800     18   192,800   235,300   365,700     19   195,300   238,100   367,500     20   197,800   240,900   369,500     21   200,200   243,300   370,800     22   201,900   246,100   372,700     23   203,600   248,700   376,400     24   205,300   251,400   376,400     25   206,800   253,900   377,800     26   208,300   256,300   379,600     27   210,000   258,800   381,400     28   211,600   261,100   383,300     29   213,200   263,600   385,100     30   214,900   266,000   387,000     31   216,600   268,200   388,900     32   218,300   270,400   392,800     34   221,500   274,700   394,400     35   223,300   277,000   395,900     3	441,700
17   190,200   232,500   363,800     18   192,800   235,300   365,700     19   195,300   238,100   367,500     20   197,800   240,900   369,500     21   200,200   243,300   370,800     22   201,900   246,100   372,700     23   203,600   248,700   374,500     24   205,300   251,400   376,400     25   206,800   253,900   377,800     26   208,300   256,300   379,600     27   210,000   258,800   381,400     28   211,600   261,100   383,300     29   213,200   263,600   385,100     30   214,900   266,000   387,000     31   216,600   268,200   388,900     32   218,300   270,400   392,800     34   221,500   274,700   394,400     35   223,300   277,000   395,900     36   225,100   279,000   397,600     3	443,500
18   192,800   235,300   365,700     19   195,300   238,100   367,500     20   197,800   240,900   369,500     21   200,200   243,300   370,800     22   201,900   246,100   372,700     23   203,600   248,700   374,500     24   205,300   251,400   376,400     25   206,800   253,900   377,800     26   208,300   256,300   379,600     27   210,000   258,800   381,400     28   211,600   261,100   383,300     29   213,200   263,600   385,100     30   214,900   266,000   387,000     31   216,600   268,200   388,900     32   218,300   270,400   392,800     34   221,500   274,700   394,400     35   223,300   277,000   395,900     36   225,100   279,000   397,600     37   226,600   281,200   399,000	
19   195,300   238,100   367,500     20   197,800   240,900   369,500     21   200,200   243,300   370,800     22   201,900   246,100   372,700     23   203,600   248,700   374,500     24   205,300   251,400   376,400     25   206,800   253,900   377,800     26   208,300   256,300   379,600     27   210,000   258,800   381,400     28   211,600   261,100   383,300     29   213,200   263,600   385,100     30   214,900   266,000   387,000     31   216,600   268,200   388,900     32   218,300   270,400   390,900     34   221,500   274,700   394,400     35   223,300   277,000   395,900     36   225,100   279,000   397,600     37   226,600   281,200   399,000	445,300
20   197,800   240,900   369,500     21   200,200   243,300   370,800     22   201,900   246,100   372,700     23   203,600   248,700   374,500     24   205,300   251,400   376,400     25   206,800   253,900   377,800     26   208,300   256,300   379,600     27   210,000   258,800   381,400     28   211,600   261,100   383,300     29   213,200   263,600   385,100     30   214,900   266,000   387,000     31   216,600   268,200   388,900     32   218,300   270,400   390,900     33   219,700   272,400   392,800     34   221,500   274,700   394,400     35   223,300   277,000   395,900     36   225,100   279,000   397,600     37   226,600   281,200   399,000	447,200
21   200,200   243,300   370,800     22   201,900   246,100   372,700     23   203,600   248,700   374,500     24   205,300   251,400   376,400     25   206,800   253,900   377,800     26   208,300   256,300   379,600     27   210,000   258,800   381,400     28   211,600   261,100   383,300     29   213,200   263,600   385,100     30   214,900   266,000   387,000     31   216,600   268,200   388,900     32   218,300   270,400   390,900     33   219,700   272,400   392,800     34   221,500   274,700   394,400     35   223,300   277,000   395,900     36   225,100   279,000   397,600     37   226,600   281,200   399,000	449,100
22   201,900   246,100   372,700     23   203,600   248,700   374,500     24   205,300   251,400   376,400     25   206,800   253,900   377,800     26   208,300   256,300   379,600     27   210,000   258,800   381,400     28   211,600   261,100   383,300     29   213,200   263,600   385,100     30   214,900   266,000   387,000     31   216,600   268,200   388,900     32   218,300   270,400   390,900     33   219,700   272,400   392,800     34   221,500   274,700   394,400     35   223,300   277,000   395,900     36   225,100   279,000   397,600     37   226,600   281,200   399,000	451,000
23   203,600   248,700   374,500     24   205,300   251,400   376,400     25   206,800   253,900   377,800     26   208,300   256,300   379,600     27   210,000   258,800   381,400     28   211,600   261,100   383,300     29   213,200   263,600   385,100     30   214,900   266,000   387,000     31   216,600   268,200   388,900     32   218,300   270,400   390,900     33   219,700   272,400   392,800     34   221,500   274,700   394,400     35   223,300   277,000   395,900     36   225,100   279,000   397,600     37   226,600   281,200   399,000	452,600
24   205,300   251,400   376,400     25   206,800   253,900   377,800     26   208,300   256,300   379,600     27   210,000   258,800   381,400     28   211,600   261,100   383,300     29   213,200   263,600   385,100     30   214,900   266,000   387,000     31   216,600   268,200   388,900     32   218,300   270,400   390,900     33   219,700   272,400   392,800     34   221,500   274,700   394,400     35   223,300   277,000   395,900     36   225,100   279,000   397,600     37   226,600   281,200   399,000	454,300
25	456,200
26   208,300   256,300   379,600     27   210,000   258,800   381,400     28   211,600   261,100   383,300     29   213,200   263,600   385,100     30   214,900   266,000   387,000     31   216,600   268,200   388,900     32   218,300   270,400   390,900     33   219,700   272,400   392,800     34   221,500   274,700   394,400     35   223,300   277,000   395,900     36   225,100   279,000   397,600     37   226,600   281,200   399,000	457,900
27 210,000 258,800 381,400   28 211,600 261,100 383,300   29 213,200 263,600 385,100   30 214,900 266,000 387,000   31 216,600 268,200 388,900   32 218,300 270,400 390,900   33 219,700 272,400 392,800   34 221,500 274,700 394,400   35 223,300 277,000 395,900   36 225,100 279,000 397,600   37 226,600 281,200 399,000	459,600
28 211,600 261,100 383,300   29 213,200 263,600 385,100   30 214,900 266,000 387,000   31 216,600 268,200 388,900   32 218,300 270,400 390,900   33 219,700 272,400 392,800   34 221,500 274,700 394,400   35 223,300 277,000 395,900   36 225,100 279,000 397,600   37 226,600 281,200 399,000	461,200
29 213,200 263,600 385,100   30 214,900 266,000 387,000   31 216,600 268,200 388,900   32 218,300 270,400 390,900   33 219,700 272,400 392,800   34 221,500 274,700 394,400   35 223,300 277,000 395,900   36 225,100 279,000 397,600   37 226,600 281,200 399,000	462,800
30 214,900 266,000 387,000   31 216,600 268,200 388,900   32 218,300 270,400 390,900   33 219,700 272,400 392,800   34 221,500 274,700 394,400   35 223,300 277,000 395,900   36 225,100 279,000 397,600   37 226,600 281,200 399,000	464,300
31 216,600 268,200 388,900   32 218,300 270,400 390,900   33 219,700 272,400 392,800   34 221,500 274,700 394,400   35 223,300 277,000 395,900   36 225,100 279,000 397,600   37 226,600 281,200 399,000	465,700
32 218,300 270,400 390,900   33 219,700 272,400 392,800   34 221,500 274,700 394,400   35 223,300 277,000 395,900   36 225,100 279,000 397,600   37 226,600 281,200 399,000	467,000
33 219,700 272,400 392,800 34 221,500 274,700 394,400 35 223,300 277,000 395,900 36 225,100 279,000 397,600 37 226,600 281,200 399,000	468,300
34 221,500 274,700 394,400   35 223,300 277,000 395,900   36 225,100 279,000 397,600   37 226,600 281,200 399,000	469,600
35 223,300 277,000 395,900 36 225,100 279,000 397,600 37 226,600 281,200 399,000	470,700
36	471,400
37 226,600 281,200 399,000	472,100
	472,800
	473,400
38 228,400 283,100 400,500	
39 230,200 285,000 401,900	ļ
40 232,000 287,000 403,200	
41 233,600 288,800 404,600	
42 235,300 291,100 406,000	
43 236,900 293,400 407,400	
44 238,500 295,900 408,900	
45 239,900 297,900 410,300	
46 241,200 300,300 411,800	
47 242,500 302,500 413,300	
48 243,700 305,100 414,900	
49 245,200 307,500 416,400	
50 246,700 309,900 418,100	

1 -4		040000	440000	
51				
52	249,400		421,400	
53	250,500		422,800	
54			424,400	
55			426,000	
56	<u>254,100</u>	322,500	427,600	
57	255,300	324,300	429,200	
58	256,300	326,400	430,700	
59	257,400	328,500	431,900	
60			433,100	
61	260,000	332,500	434,200	
62	261,000	7	435,600	
63			437,100	
64	263,500		438,400	
65	264,800	340,700	439,400	
66			440,700	
67	267,600		441,900	
68			443,100	
69	270,600		444,100	
70			445,300	
70 71			446,500 446,500	
	273,000		-	
72	274,200		447,700	
73		356,500	448,900	
74			449,400	
75			449,800	
76	. <i></i> _		450,200	
77	280,200	363,900	450,900	
78				
79	282,800			
80	284,100			
81	285,000	370,300		
82	286,300	371,900		
83	287,600	373,500		
84	288,900	375,000		
85	289,600	376,100		
86	290,800	377,500		
87	291,800	378,900		
88	293,000	380,200		
89		381,400		
90				
91	296,300			
92	297,500	-		
93	298,100	386,200		
94	299,000			
95				
96				
97	302,300	391,500		
98				
99				
100				
100	306,400			
101				
102		-		
103	•			
		·		
105		399,500		
106				
107	•			
108				
109	313,500	402,700		

	امدرا				
	110	*			
	111	314,200	-		
	112	314,800			
	113	315,400	406,100		
	114	315,900			
	115	316,500			
	116	317,100			
	117	317,500	408,600		
	118	318,000			
	119	318,400			
	120	318,900			
	121	319,200	410,500		
	122	319,800			
	123	320,400			
	124	321,000			
	125	321,400	411,500		
	126	321,700			
	127	322,000	T		
	128	322,200			
	129	322,400	412,500		
	130	322,700			
	131	323,000			
	132	323,300	413,300		
	133	323,500	413,500		
	134	323,700			
	135	323,900	414,100		
	136	324,300	414,300		
	137	324,500	414,500		
	138	324,700			
	139	325,000	-		
	140	325,300			
	141	325,500	415,500		
	142	325,700			
	143	326,000	-		
	144	326,200	416,300		
	145	326,500			
	146	326,700			
	147	326,900			
	148	327,100			
	149	327,500			
	150	327,700			
	151	327,900			
	152	328,200			
_	153	328,500			
再雇用職員		234,000	274,300	331,100	415,200
/ 世 少		の主の、富田ナ、巫はて		<i>⇒(. (-) ) (-)</i>	

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の本給は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第5(第5条第2項第5号関係) 教育職本給表(三)

教育.	職本網	給表 (三)			
職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級
		円	円	円	円
再	1	160,000	175,800	293,000	406,700
雇	2	161,500	177,900	295,600	408,200
用	3	163,000		298,500	409,700
職	4	164,500		300,900	411,200
員	5	166,100	184,200	303,400	412,600
以	6	168,000		305,700	414,000
外	7	169,800		308,000	415,500
の	8	171,600		310,400	417,100
職	9	173,300	193,000	312,800	418,500
員	10	175,400		315,200	419,900
	11	177,400	198,500	317,900	421,300
	12	179,400		320,800	422,600
	13	181,300	204,000	323,200	423,900
	14	183,500		325,100	425,300
	15	185,700		327,000	426,700
	16	187,900		329,100	428,100
	17	190,100	210,800	331,100	429,300
	18	192,700		333,300	430,600
	19	195,200		335,400	431,800
	20	197,700		337,400	433,100
	21	200,200	217,500	339,600	434,200
	22	201,900		341,500	435,400
	23	203,600		343,700	436,700
	24	205,300		345,800	438,000
	25	206,800	224,700	347,500	439,300
	26	208,200	-	349,300	440,500
	27 28	209,800	· ·	351,200	441,500
		211,300		353,100	442,600
	29	213,000		354,900	
	30 31	214,700 216,400		356,700 358,400	444,600 445,400
	32	216,400 218,100		358,400 360,300	445,400 446,300
	33	219,400		361,600	447,200
	34	219,400 221,100		363,300	447,200 447,700
	35	222,800		364,800	448,200
	36	224,500		366,600	448,700
	37	225,900		368,500	449,200
	38	227,600		370,000	110,200
	39	229,300		371,300	
	40	231,000		372,900	
	41	232,600	263,600	374,000	
	42	234,300		375,400	
	43	235,900		376,800	
	44	237,500		378,300	
	45	239,200		379,700	
	46	240,700		381,300	
	47	242,000		382,900	
	48	243,400		384,400	
	49	244,600		385,800	
	50	246,000	283,000	387,300	

51	247,400	284,900	388,800	
52	248,600	286,900	390,200	
53	249,700	288,600		
54	251,100	290,900	392,700	
55	252,300	293,200	393,800	
56	253,300	295,700	394,900	
57	254,500	297,700	396,300	
58	255,700	300,100	397,500	
59	256,800	302,300	398,700	
60	258,000	304,900	400,000	
61	259,400	307,200	401,200	
62	260,200	309,600	402,200	
63	261,400	311,900	403,600	
64	262,300	314,100	404,900	
65	263,300	316,300	406,100	
66	264,700	318,300	407,200	
67	265,800	320,300	408,400	
68	267,100	322,300	409,500	
69	<u>268,700</u>	324,200	410,500	
70	270,200	326,300	411,700	
71	271,500	328,400	412,900	
72	272,900	330,400	414,100	
73	273,900	332,500	414,700	
74	274,900	334,600	415,500	
75	276,100	336,800	416,200	
76	277,100	339,000	416,700	
77	278,300	340,700	417,000	
78	279,400	342,600	417,400	
79	280,600	344,300	417,800	
80	281,800	346,100	418,200	
81	283,000	347,900	418,500	
82	283,900	349,700	418,900	
83	285,100	351,100	419,300	
84	286,300	352,900	419,600	
85 96	287,200	354,100 355,700	419,900	
86	288,100			
87 88	288,800	357,200		
89	289,800 290,800	358,700 360,000	421,000 421,300	
90	290,800 291,700	361,300	421,300 421,600	
91	291,700 292,600	362,700	421,900 421,900	
92	293,400	364,100	422,100	
93	293,700	365,600	422,300	
94	294,400	366,900	422,000	
95	295,100	368,200		
96	295,900	369,400		
97	296,700	370,400		
98	297,500	371,400		
99	298,300	372,400		
100	299,000	373,400		
101	299,900	374,300		
102	300,400	375,300		
103	300,900	376,300		
104	301,400	377,300	_,_,_	
105	301,600	378,100	<b></b>	
106	302,000	379,000		
107	302,300	379,900		
108	302,500	380,900		
109	302,700	381,700		l

	110	000 000	000 700	<b>i</b> (	
	111	*			
		303,200			
	112	303,500			
	113	303,700	385,300		
	114	303,900			
	115	304,100			
	116	304,400			
	117	304,700	388,800		
	118	305,000			
	119	305,300			
	120	305,600			
	121	305,800	391,700		
	122	306,000			
	123	306,200			
	124	306,500			
	125	306,800	394,500		
	126		395,200		
	127		395,700		
	128		396,300		
	129		397,000		
	130		397,600		
	131		398,100		
	132		398,600		
	133		398,900		
	134		399,200		
	135		399,500		
	136	l	399,800		
	137		400,100		
	138		400,400		
	139		400,700		
	140		401,000		
	141		401,300		
	142		401,600		
	143		401,900		
	144		402,200		
	145	·_·_·	402,400		
	146		402,700		
	147		403,000		
	148		403,200		
	149	·_·_·	403,400		
	150		403,700		
	151		404,000		
	152		404,200		
	153		404,400		
	154		404,700		
	155		405,000		
	156		405,200		
	157		405,400	_,_,_,	
再			,		
雇					
用		225,200	271,100	324,400	405,200
職		·		·	·
用職員					

別表第6(第5条第2項第6号関係) 医療職本給表(一)

医療	職不清	谷表 (一)							
職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		円	円	円	円	円	円	円	円
再	1	151,000	188,400	223,600	249,600	281,000		371,100	437,200
雇	2	152,400	190,000	225,200	250,800	282,900		373,800	439,800
用用	3	153,800	191,600	226,800	252,000	285,000		376,400	442,300
職	4	155,200	193,200	228,400	253,400	287,000		379,100	444,900
員	5	156,400	194,700	229,800	254,600	289,100	335,200	381,500	447,300
以	6	158,200	196,200	231,400	255,800	291,200		384,200	449,800
外外	7	159,900	197,800	232,900	257,000	293,100		386,800	452,300
$\delta$	8	161,500	199,300	234,500	258,000	295,100	341,600	389,500	454,800
職	9	163,100	200,900	235,600	259,300	297,100 297,100	343,400	391,600	457,200
員	10	164,800	202,600	237,100	260,100	299,100	,	393,900	459,600
7	11	166,400	204,200	238,500	261,100	301,100		396,100	462,200
	12	168,200	205,900	239,700	262,100	303,100		398,300	464,600
	13	169,700	207,300	241,300	263,400	305,100		400,400	467,100
	14	171,600		242,700	264,600	303,100		,	468,600
	15	171,600	210,500	242,700	266,200	307,000		404,400	469,900
	16	175,500	210,300	245,300	267,600	311,100		404,400	409,900 471,200
	17	177,400	213,500	246,100	269,100	313,100		408,300	472,400
	18	177,400	·	240,100	270,800	315,100		410,300	472,400 473,700
	19	181,000	216,800	247,300	270,800 272,500	313,100		410,300	475,700 475,000
	20	182,900	218,500	249,600	274,200	<u>319,300</u>		414,300	476,300
	21	184,700	219,800	251,000	276,000	321,100	366,700	416,100	477,500
	22	186,200	221,300	251,900	277,700	323,100		417,700	478,900
	23	187,700	222,700	252,900	279,400	324,900		419,300	480,300
	24	189,200	224,200	254,000	281,000	326,900	372,900	420,800	481,500
	25	190,800	225,600	255,200	282,800	328,600	374,300	422,300	482,900
	26	192,100	227,000	256,400	284,500	330,500		423,600	484,200
	27	193,600		257,800	286,300	332,500		424,900	485,600
	28	195,000	229,600	259,300	287,900	334,500		426,200	487,000
	29	196,500		260,700					488,400
	30	197,700		262,300	291,400	337,600			489,500
	31	199,000		263,900	293,200	339,300			490,600
	32	200,300	235,200	265,400	295,100	<u>341,100</u>			491,700
	33	201,700		266,800	296,800	342,800		·	492,800
	34	203,100		268,500	298,500	344,600			493,700
	35	204,400	•	270,100	300,300	346,500			494,600
	36	205,800	239,700	271,700	302,100	<u>348,300</u>			495,500
	37	206,900	241,000	273,200	303,400	350,100			496,500
	38	208,200		274,700	305,100	351,800		· ·	
	39	209,500	243,400	276,300	306,600	353,400			
	40	210,800	244,700	<u>277,700</u>	308,200	<u>355,100</u>			
	41	211,900	246,000	279,200	309,900	356,300	396,600	439,500	
	42	213,100	247,000	280,800	311,600	357,400	397,400	439,900	
	43	214,300	248,200	282,500	313,200	358,600	398,200	440,300	
	44	215,500		284,200	314,900	359,800			
	45	216,700	250,400	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100	<b></b> 7
	46	217,800	251,700	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500	
	47	218,800	253,000	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900	
	48	219,900	254,200	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200	
	49	220,900	255,800	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500	
	50	221,900	257,200	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900	

51	222,800	258,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200	
52	223,800	259,600	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500	
53	224,100	260,700	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800	
54	224,900	262,000	299,200	327,600	369,700	402,800		
55	225,600	263,300	300,600	328,700	370,600	403,100		
56	226,400	264,400	302,100	329,700	371,500	403,400		
57	227,100	265,200	303,100	330,200	372,000	403,700		
58	228,000	266,500	304,300	331,100	372,800	404,000		
59	228,700	267,800	305,500	331,900	373,600	404,300		
60	229,400	269,100	306,900	332,800	374,400	404,700		
61	230,300	270,000	308,200	333,600	374,800	404,900		
62	231,000	271,200	309,400	333,900	375,500	405,200		
63	231,900	272,500	310,700	334,500	376,200	405,500		
64	232,900	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800		
65	233,500	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000		
66	234,200	275,700	314,100	336,500	377,900	,		
67	234,900	276,600	314,900	337,200	378,600			
68	235,600	277,700	315,700	337,900	379,200			
69	236,300	278,700	316,300	338,600	379,600			
70	236,900	279,700	317,000	339,100	380,100			
71	237,500	280,800	317,700	339,700	380,600			
72	238,000	281,900	318,300	340,300	381,100			
73	238,700	282,500	319,000	340,600	381,700			
74	239,400	283,200	319,200	341,200	382,200			
75	240,100	283,700	319,800	341,700	382,800			
76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400			
77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900			
78	241,600	285,900	321,500	342,800	384,400			
78 79	241,000	286,500	321,300	343,800	384,400			
80	242,200	280,300	322,500	344,200	385,400			
81	243,100	287,100	323,100	344,500	385,700	<b></b> -		
82	243,100	288,300	323,100	344,800	386,200			
83	243,300	288,700	324,000	344,800	386,600			
84	243,900 244,200	289,100	324,500	345,500	387,000			
85	244,200	289,300	325,000	346,000	387,400			
86	244,500	289,500	325,000	346,300	367,400			
87		289,700	325,400 325,600	346,600				
88		289,700	326,000	346,900				
89		290,300	326,400	347,300	·			
90		290,500	326,400	347,600				
90 91			,					
91		290,700 290,900	327,200 327,600	348,000 348,300				
93		290,900	327,000	348,300	·	<del>-</del>		
93 94		· ·	· ·					
94 95		291,500 291,700	328,100 328,500	349,000 349,300				
95 96		291,700	328,300 328,800	349,300				
					· <b>- · - · -</b>	<del>-</del>		
97		292,400	329,000	349,900				
98 99		292,700	329,300	350,300				
		292,900	329,600	350,700				
100		293,200	329,900	351,100	· <b>- · - · -  </b> ·			
101		293,500	330,100	351,600				
102		293,700	330,400	352,000				
103		293,900	330,800	352,400				
104		294,200	331,000	352,800				
105		294,500	331,200	353,300				
106		1	331,400		J			
107		1	331,800					
108			332,000					
109			332,200					

	110 111 112 113			332,600 333,000 333,400 333,600		·-·-·	·		
再雇用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000	426,500

別表第7(第5条第2項第7号関係) 医療職本給表(二)

<u> </u>	職本網	<b>中4</b> (一)						
職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		円	円	円	円	円	円	円
再	1	165,300	192,400	240,200	262,700	287,100	330,100	374,100
雇	2	166,700	194,500	242,000	263,700			
用	2 3	168,200	196,600	243,800	264,600			
職	4	<u>169,600</u>	198,600	245,600	265,700			
員	5	171,000	200,700	247,000	266,200	293,900		
以	6	172,500	203,000	248,300	267,200			
外	6 7	174,000	205,300	249,400	268,000			
の	8	175,500	207,500	<u>250,700</u>	268,900	299,100		391,200
職	9	176,700	209,800	251,700	270,000	301,000		
員	10	178,400	211,200	252,700	270,700			
	11	180,000	212,600	253,600	271,800	304,400		
	12	181,500	213,800	254,500	273,000		352,100	
	13	182,900	215,200	255,700	274,300	307,600	354,000	401,700
	14	184,900	216,600	256,800	275,400	309,200	356,100	403,700
	15	186,900	218,100	257,600	276,600			405,900
	16	<u>188,900</u>	<u>219,300</u>	258,600	<u>278,000</u>	312,800	360,200	408,100
	17	191,000	220,700	259,100	279,300	314,500	362,200	410,100
	18	193,100	222,200	260,000	280,600	316,100	364,200	412,300
	19	195,200	223,700	261,000	281,600	317,800	366,300	414,500
	20	197,300	225,200	261,800	282,800		368,400	416,600
	21	199,300	226,300	262,700	284,400	320,900	370,100	418,500
	22	201,500	228,000	263,600	286,000	322,400	372,200	420,400
	23	203,700	229,700	264,500	287,300	323,900	374,300	422,200
	24	205,900	<u>231,400</u>	265,500	<u>288,600</u>	325,400	376,300	424,100
	25	207,800	232,700	266,700	289,900	326,800	378,300	425,800
	26	209,100	234,400	267,600	291,500	328,200	379,900	427,400
	27	210,300	236,100	268,800	293,200	329,700	381,800	429,100
	28	<u>211,600</u>	<u>237,800</u>	270,000	<u>294,700</u>		383,700	430,700
	29	212,800	239,400	271,200	296,000	332,400	385,500	<u>430,700</u> 432,000
	30	213,900	240,800	272,600	297,600			
	31	215,200	242,100	274,100	299,200	335,300	389,100	434,900
	32	<u>216,400</u>	<u>243,200</u>	275,400	300,900	336,800	390,900	436,400
	33	217,700	244,400	277,000	302,300	338,400	392,600	438,100
	34		·	278,400	303,800			
	35		246,400	279,600	305,400	341,500	396,100	441,100
	36	<u>221,600</u>	<u>247,500</u>	280,800	307,000			
	37	222,700	248,400	282,400	308,300			
	38	224,100		283,600	309,700			
	39	225,400	250,400	285,000	311,100			
	40	<u>226,800</u>	<u>251,500</u>	286,200	<u>312,700</u>			
	41	227,700	251,900	287,500	314,200			
	42	229,100	252,800	289,000	315,600			
	43	230,500	253,700	290,500	317,000			
	44	231,900	<u>254,400</u>	<u>292,100</u>	318,500			
	45	233,100		293,400	319,300			
	46			294,800	320,700			
	47	235,800		296,300	322,100			
	48		<u>258,000</u>	<u>297,800</u>	323,600			
	49			298,900				
	50	239,200	260,000	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300

	240,200	261,200	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
	52 <u>241,300</u>		302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
	242,200			330,100		420,900	457,600
	54 243,300			331,500	368,600	421,900	458,400
	55 244,200			332,900	369,700	423,000	459,100
	56 <u>245,200</u>		308,300	334,200	370,900	424,100	459,800
	57 245,900			335,100		425,200	460,600
	246,900			336,400		425,700	
	247,600			337,600		426,300	
	30 <u>248,400</u>			338,900	374,900	426,700	
	249,200			340,000	375,500	427,300	
	32 250,200 351,000			340,900		427,800 429,200	
	53 251,000 54 252,000		316,600 3 <u>17,800</u>	342,100 343,400	377,100 377,900	428,200 428,700	
	34 <u>252,000</u> 35 252,900		319,100	344,500	377,900	428,700 429,300	
	252,300 253,700			345,700	379,300	429,700 429,700	
	254,800 254,800			346,900	380,100	430,000	
	57 254,500 58 <u>255,700</u>		323,000	348,000	380,800	430,300	
	256,500		323,700	349,000	381,400	430,700	
	70 257,500			350,000	382,000	.55,755	
	258,400			351,100			
	259,400			352,200	383,300		
	73 260,800			353,000	384,000		
	74 262,100			354,100			
<u> </u>	75 263,200	293,500	329,900	355,200	385,100		
- ·	76 <u>264,300</u>	294,800	331,100	356,300	385,600		
	77 265,300	296,200	332,200	357,000	386,000		
	78 266,300			357,800			
	79 267,500			358,600	387,100		
	30 <u>268,500</u>			<u>359,300</u>	<u>387,400</u>		
	269,400			359,900	387,700		
	32 270,400			360,400	388,200		
	33 271,500			361,000	388,600		
	34 <u>272,600</u>		340,000	361,500	388,900		
	273,400		340,900	362,100	389,200		
	36 274,300			362,600			
	275,400			363,200			
	38 <u>276,500</u>		343,800	<u>363,700</u>	390,600		
	39 277,300 90 278,200		344,800 345,600	364,100 364,500	390,900 391,300		
	278,200			365,100	391,800		
	279,000 02 <u>280,000</u>		340,400 347,200	365,600 365,600	392,200		
	280,900		347,800	365,900	392,200		
	281,900			366,400	302,000		
	282,800			366,800			
	283,800 283,800	· ·	<u>349,700</u>	367,100			
	284,400		350,100	367,700			
	285,200			368,200			
	285,800			368,700			
	00 <u>286,700</u>			369,200			
10	287,500			369,800			
	288,300			370,300			
	289,100			370,800			
	04 <u>289,900</u>			371,200			
	290,600			371,800			
	291,100			372,300			
	291,600			372,800			
	08292,100			373,300			
<b>■</b>   1(	292,300	323,100	355,200	373,900			

			-		•	
110			355,700	374,300		
111		323,800	356,200	374,800		
112	293,200	324,100	<u>356,700</u>	375,300		 
113	293,500	324,500	357,200	375,900		
114	293,700	324,900	357,700			
115	294,100	325,300	358,200			
116		325,600	358,600			
117		325,800	359,000			 
118		326,100	359,400			
119		326,500	359,900			
120		<u>326,700</u>	360,400			
121		326,900	360,800			 
122		327,200	361,300			
123		327,500	361,800			
124		327,800	362,300			
125		328,000	362,600			 
126		328,300	002,000			
127		328,700				
127		328,900				
128		329,100				 
130		329,100				
130						
131		329,700 329,900				
133		330,200				
134		330,600				
135		331,000				
136		331,400				 
137		331,700				
138		332,100				
139		332,500				
140		332,900				 
141		333,200				
142		333,600				
143		333,900				
144		334,300				 
145		334,600				
146						
147		335,400				
148		335,800				 
149		336,100				
150	304,700	336,500				
151		336,900				
152		337,300	_,_,_]			 
153		337,600				
154						
155	306,100					
156		<b>  </b>				 
157	306,700					 
158	307,000					
159						
160						
161		<b></b> 1				 
162						
163						
164						
165						 
166						
167						
168						
100	910,200		_ <i></i> .			 <b>_</b>

L		169	310,600						
j	再雇用職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600

別表第8(第5条第2項第8号関係)

## 指定職本給表

号給	本給
1	706,000
2	761,000
3	818,000
4	895,000
5	965,000
6	1,035,000
7	1,107,000
8	1,175,000